

平成 24 年度 中東等産油国原油投資等促進事業（イラク関連）

「イラクビジネス関連法に関わる法制度調査」

調査実施報告書

平成 25 年 3 月

一般財団法人比較法研究センター

目次

1. はじめに	1
2. イラクビジネス法の体系	2
(1) イラクの法体系	2
(2) イスラム法について	3
(3) クルディスタン地域の法律について	3
(4) ビジネス法の俯瞰図	4
図1：一般的なビジネス法体系図	5
(5) イラクビジネス法の俯瞰図	6
図2：イラクでの輸出・輸入に関する法律の体系図	7
図3：イラクでの技術移転に関する法律の体系図	8
図4：イラクでの投資に関する法律の体系図	9
3. 輸出・輸入分野のイラクビジネス法概要	10
(1) 概要	10
(2) 製品の「輸入」と「流通」	10
(3) 供給契約について	11
(4) 商事代理人について	11
(5) 会社設立について	11
(6) 会社登記について	12
(7) 会社の設立について	13
(8) 商行為について	13
(9) 課税について	13
(10) 銀行取引について	13
(11) 関税について	14
(12) 消費者保護について	14
(13) 商標について	14
(14) 特許について	15
(15) 著作権について	15
(16) 労働者の退職及び年金について	15
(17) 紛争解決について	16
【参考：政府機関】	17

4. 輸出・輸入分野におけるイラクビジネス法	18
(1) 会社法	18
(2) 登記代理人についての法律	24
(3) 商事代理人法	25
(4) 外国会社による支店及び代表事務所の登記	27
(5) 民法	29
(6) 政府契約施行規則	33
(7) 競争法	35
(8) 消費者保護法	39
(9) 商品保護法	42
(10) 関税法	44
＜参考資料：法令翻訳＞	47
(1) 商事代理人法	47
(2) 商事代理人に関する 2000 年第 1 号命令	52
(3) 外国会社による支店及び代表事務所の登記	54
(4) 登記代理人についての法律	59
(5) 政府契約施行規則	63

調査体制

○調査研究員

鈴木 康二

木下 孝彦

Md. Ershadul Karim

立命館アジア太平洋大学国際経営学部教授

一般財団法人 比較法研究センター主幹研究員

弁護士、クアラルンプール、マレーシア

○協力

虎ノ門総合法律事務所

○事務局

菊本 千秋

不藤 真麻

一般財団法人 比較法研究センター研究員

一般財団法人 比較法研究センター調査研究員

1. はじめに

我が国政府は、イラク復興支援並びに民間投資の環境整備を目的として、2011年に日本・イラク投資協定に合意した。

一方、イラクに関して、我が国企業の印象は、投資検討に必要な情報入手が困難であるとの意見が強く、貿易や投資は増えてきているもののその規模は十分とは言い難い。

その要因の一つとしては、我が国におけるイラクに関する法情報の不整備にあると考えられる。イラクを含めて海外で貿易・投資を行う際には、輸出・輸入に関する法規制、技術移転に係る法規制、直接投資等に関する法規制を十分理解した上でないとリスクが高くなることは自明である。

ところで、かようなイラクビジネス関連法がウェブサイトで提供されていないわけではない。イラク国家投資委員会(NIC)や国際機関のウェブサイトである程度の法律が掲載されているが、我が国企業にとっては、容易に収集し内容を理解できるものではない。それは、それらの法律がアラビア語や英語で提供されており日本語で提供されていないため、並びに、我が国の法律との比較検討がなされていないためである。我が国企業のイラクへの貿易・投資促進を支援するための重要な情報インフラとして、イラクビジネス関連法の最新情報と日本語による法律訳等の法情報の提供を行うことが重要である。

これらの認識に基づき、我が国企業のイラクにおける貿易・投資活動を促進することを目的として、イラクの貿易や投資に関する法律の体系を明確にする調査を行った。

本報告書は、我が国企業のイラクにおける貿易・投資活動を促進する際に必要であると考えられる法律についてまとめたものである。報告書ではまず、ビジネス法体系の俯瞰図を掲載している。これは全ての法律を俯瞰したものではないが、①輸出・輸入、②技術移転、③直接投資の3つの段階に分けて主な法律について整理を行った（なお、本年度は①輸出・輸入に係る法律について重点的にとりまとめを行った。）。また、各法律の概要に加え、特に重要と思われる法律については詳細な解説を行うとともに、ポイントや留意点についてとりまとめた。

本報告書が、イラクビジネス法の理解の一助となれば幸いである。

2. イラクビジネス法の体系

イラクにおけるビジネス法について体系的に整理を行う。

(1) イラクの法体系

2005年イラク憲法第112条は、イラクは連邦制であることを規定している。イラクは、北部のクルディスタン地域、中部のスニー地域、南部のシーア地域の3つの地域から構成され、地域政府を組織する等の自治権が認められている。国の元首としての大統領に加え、閣僚会議の執行責任者として首相を設けている。閣僚会議が立法に関する権限を有する。法律の作成、修正や廃止はイラク評議会が行う。

イラクにおいて連邦政府は下記の権限を有する（憲法第107条）。

- ・外交政策
- ・国家安全
- ・財務及び関税
- ・通信及び郵政
- ・海外からの水資源に係る政策

一方、地域政府は下記の自治権を有する（憲法第110条）。

- ・地域の慣習
- ・電力エネルギー及びその配電に関する規制
- ・環境政策
- ・開発及び総合政策
- ・公共衛生
- ・教育

なお、オイルとガスに関しては、連邦と地域が共同で管理を行うと憲法で規定されている（憲法第112条）。

ところで、イラク法はエジプト法の影響を受けている。例えば、イラク民法（Law No. 40 of 1951）は、エジプト民法を基礎にして制定されたものである（なお、エジプト民法はフランス民法の影響を受けている）。

イスラム国家であるイラクの法律は、基本的には宗教色を含むものではないが、憲法においては、全ての法はイスラム教の原則に矛盾するものではないとの規定が置かれている。

イラクにおけるビジネス法の体系は、我が国と大きく異なるものではない。イラクは市場経済を導入し、積極的に海外との貿易や直接投資の促進を行っている。貿易や投資に関する法制度は、イラク戦争後に連合軍によって2003年に設立された連合暫定施政当局（Coalition Provisional Authority : CPA）により、その近代化が推進された。

(2) イスラム法について

イラクはイスラム教の国である。そのため、イスラム教の「シャリーア法 (Shari' ah)」の規定が適用される。シャリーア法は、成文化された法律である。イラク憲法第2条は、イスラム教が法律の基盤となるものであり、イスラム教の教えと矛盾する法律は制定されないと規定している。

イラクでは国内法においてイスラム法の条文が制定されている。例えば、イラク民法の前文において、民法の条文はシャリーア法に基づくものと規定している。また、成文化された法律はシャリーア法に優先することになる。

イラク民法第1条は、適用する法律の条文がなければ、裁判所は慣習やしきたりに基づいて判断を下すとしている。また、判断する基盤としての慣習やしきたりがない場合、裁判所はシャリーア法を適用するが、判断する基盤としてのシャリーア法がない場合は、裁判所は司法の一般原則を適用する。

そのため、イラク民法やビジネス法に関して言えば、判断する基盤としての法律や慣習がない場合にシャリーア法が適用されるものと認識されている。

契約法においては、シャリーア法と矛盾してはいけないとされている。例えば、ギャンブルに関する契約はシャリーア法に抵触する。

なお、イラクにおいては、一般裁判所と別にシャリーア裁判所が独立して存在する。シャリーア裁判所は、主にイスラム教徒の家族法について審理を行っている。

(3) クルディスタン地域の法律について

歴史的に、クルド人は1920年のサービス条約 (Treaty of Services) によりイラク政府から特定民族として自決権が認められた。1970年代には、イラク政府との間でクルディスタン地域におけるクルド人の自治権を認める合意がなされたが、サダム・フセイン政権下では民族浄化政策がとられて多くのクルド人が犠牲になり、クルド人の権利も弾圧された。その後、1991年の湾岸戦争後の安全保障理事会決議688 (Security Council Resolution 688) により、再びクルディスタン地域の安全と自決権が確立され、2003年のサダム・フセイン政権の崩壊により、クルディスタン地域の政治的・経済的発展が再加速することになった。

現在、クルディスタン地域は、2005年憲法により自治権が認められ、クルディスタン地域政府 (Kurdistan Regional Government : KRG) を設立している。なお、当該地域では、1974年にクルディスタン自治法が制定されている。イラク法とクルディスタン地域の法律との関係であるが、基本的には、1991年以前に制定されたイラク法はクルディスタン地域にも適用される。また、1991年以後にサダム・フセインによって制定された法律、連合暫定施政当局 (CPA) によって制定された法律、及び、イラク新政府によって制定された法律については、クルディスタン地域で適用されるものと適用されないものがある。

クルディスタン地域政府が整備していない法律については、1991年以後のイラク法を適用することもある。さらに、クルディスタン地域でイラク法とクルディスタン法の適用について争いがある場合は、クルディスタン法が優先する場合がある。しかし、イラク政府が憲法に基づき管轄する法領域はこの限りではない。

当該地域独自の法律の例として、クルディスタン地域投資法がある。この法律には、イラク投資法と比べて海外投資に対する規制をより制限し、優遇措置を与えるが、天然資源産業への参入を制限するという当該地域政府独自の規定がある。加えて、民間軍事会社（private security company）のライセンス付与と運営についてはイラク連邦法で規定されているが、クルディスタン地域で活動する民間軍事会社については連邦政府のライセンスを無効とし、当該地域での再登録を義務付けている。

その他のビジネス法に関しては、クルディスタン地域においても基本的にイラク法が適用されている。例えば、民法、会社法、商法、知的財産権法等である。しかし、クルディスタン地域で制定される法律はイラク政府の官報に掲載されないため、当該地域における法の適用が分かりにくいという現状がある。

(4) ビジネス法の俯瞰図

ビジネス法には様々な法律が含まれるが、ここでは、全体像を理解するために次の3つに分けて整理する。ここで断っておくが、全ての法律がこのいずれかに分類できるということではなく、かような分類については学説においても議論がある。ここではビジネス法を俯瞰するために便宜上分類することとする。

- ・公法：国家と私人の関係を規定する法律
- ・社会法：社会秩序を規定する法律
- ・私法：私人間の関係を規定する法律

この分類によって整理したものが、次頁の「図1：ビジネス法体系図」である。これは、ビジネス法を理解するための参考として、一般的な法体系を記載したものである。

【俯瞰図に含まれていない法律】

図1の俯瞰図はビジネスに関する一般的な法律を整理したものであり、全ての法律を分類し記載しているわけではない。例えば、家族法、教育法、道路交通法、海事法、社会福祉法、選挙法、国家安全法等はここでは省略している。

図1：一般的なビジネス法体系図



(5) イラクビジネス法の俯瞰図（図2～図4）

イラクにおけるビジネス法の体系は、基本的には我が国のものと大きく異なるものではない。ここでは、①輸出入、②技術移転、③直接投資の3つの段階に関連するビジネス法を整理する。なお、俯瞰図については下記の点に留意されたい。

【全ての法律が網羅されているわけではない】

ビジネスには様々な場面があり、それぞれの場面で関連する法律が異なる場合がある。例えば、イラクに対して製品の輸出販売を行う場合、一般的には体系図に記載した法律が関係することになる。しかし、製品によって適用される法律が異なることがある。例えば、医療機器をイラクに輸出する場合は、商事代理人法や商法といった一般的な法律に加え、医療機器の知的財産権の保護のため、特許法や著作権法等が関係する。医薬品等の場合は、認可制度も関連する。これに対し、資材や部品の輸出については、知的財産権法より、資材や部品に関連した個別の産業法や各種規制が重要になる。

しかしながら、個別のビジネス行為に関する法律まで網羅することには限界があることから、以下の体系図では、輸出入、技術移転、直接投資に関する一般的な法律のみを中心に扱っている点につきご理解いただきたい。また、体系図には地域政府の法律は含まれていない。

図2：イラクでの輸出・輸入に関する法律の体系図

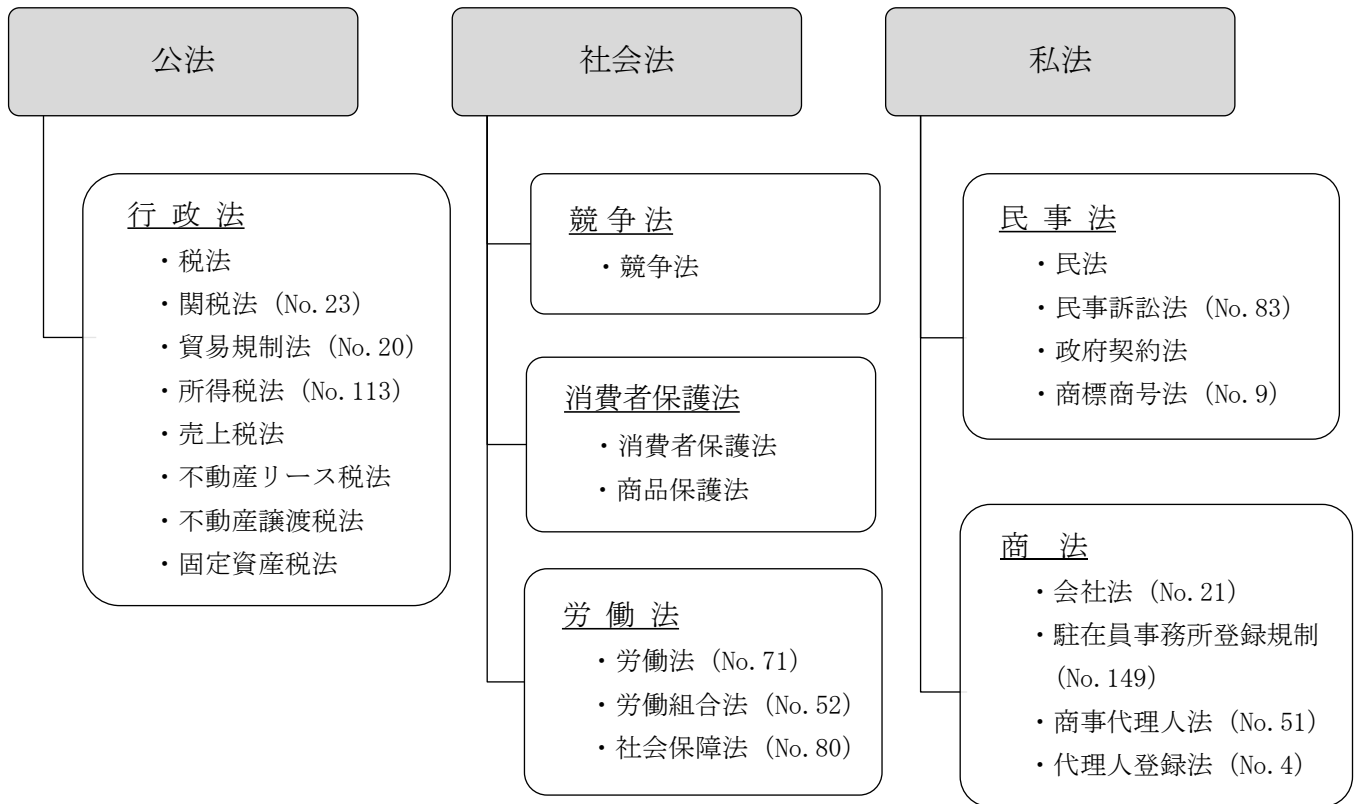


図3：イラクでの技術移転に関する法律の体系図

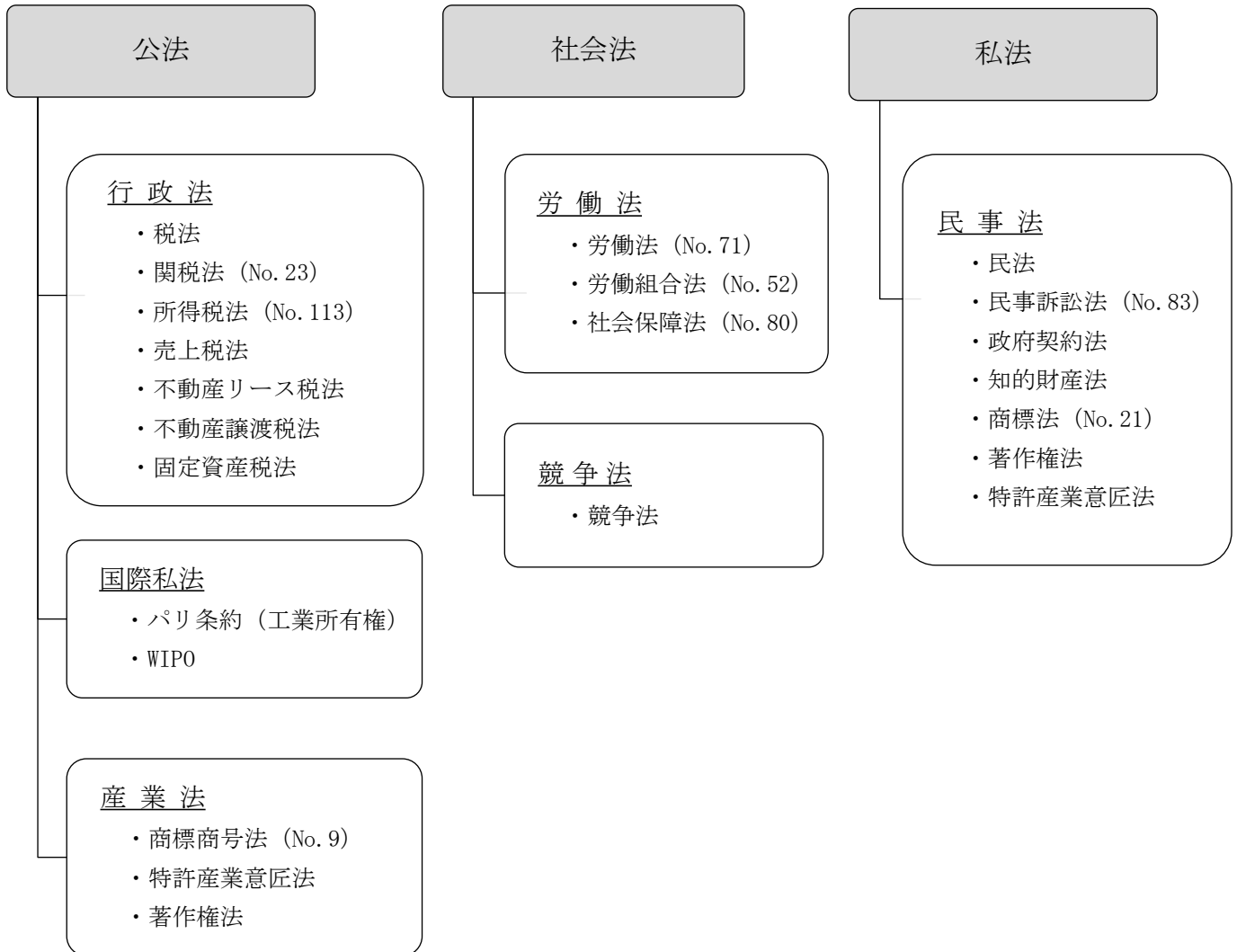
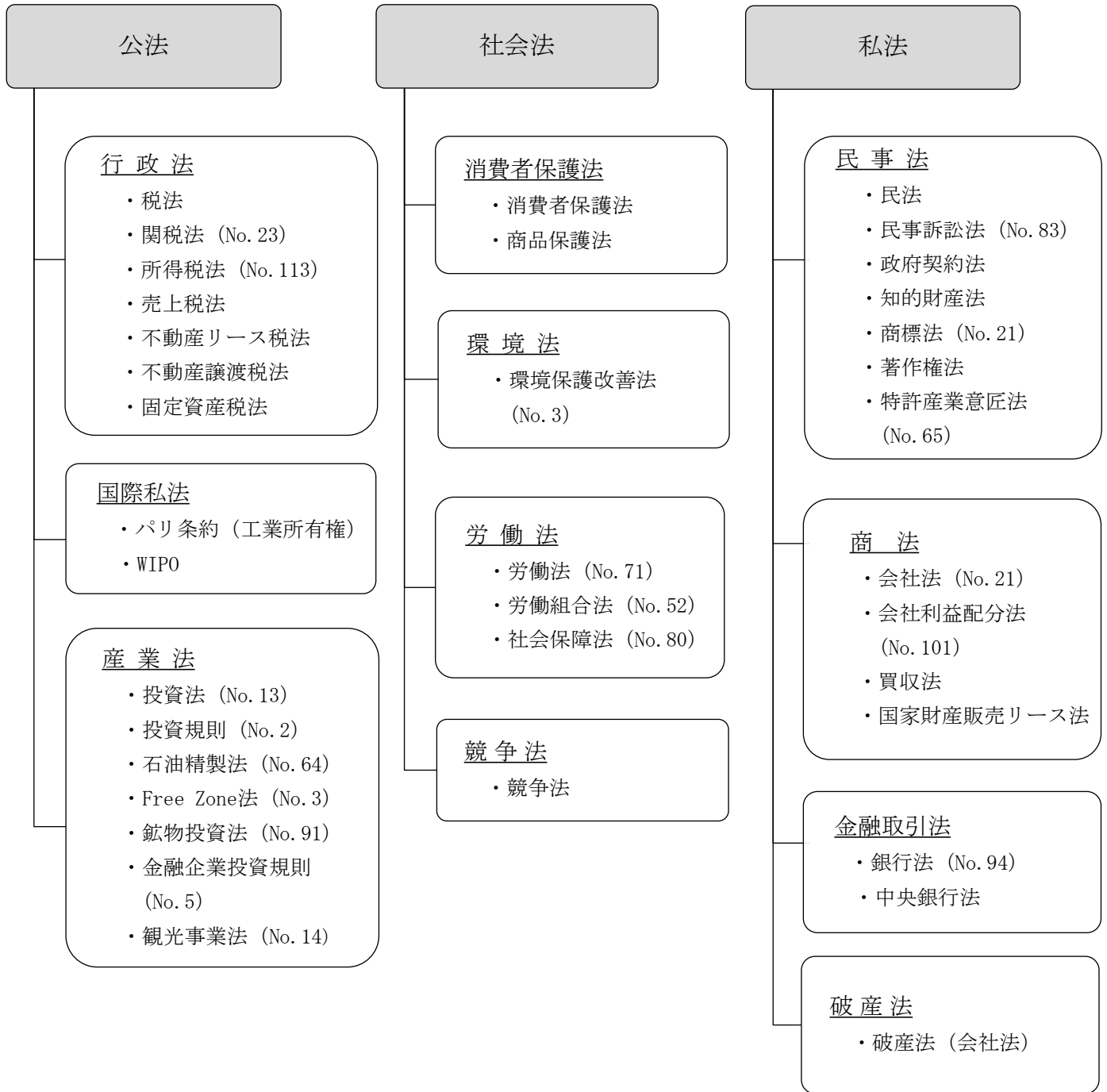


図4：イラクでの投資に関する法律の体系図



3. 輸出・輸入分野のイラクビジネス法概要

ここでは、イラクでビジネス活動を行う際に関連する法律や法制度の概要を紹介する。

(1) 概要

イラクで輸出入ビジネスを行う場合の特徴として、まず、外国企業がイラク国内で商品等を販売する場合、地元の代理店を通すことが法律で義務付けられていないため、外国企業はイラクに輸出し直接販売を行うことが可能である。

商事代理人を通して販売する場合は、商事代理人法（Law No. 51 of 2000）と民法が関係することになる。このうち商事代理人法については、他のアラブ諸国では一度締結した代理人契約を解約することは多額の補償金なしには困難であることに加え、独占販売権の付与も求められているが、イラクの場合は同様の規定はなく、代理人保護の度合いが低いと言える。ただし、民法に従い補償金支払義務が生じるケースもある¹。

イラクでビジネスを行うにあたり、外国企業がイラク国内に会社等を設立する際の主な形態は、①株式会社、②有限責任会社、③（営業）支店、④駐在員事務所があり、他の国と変わりはない。設立に関しては、株式公募の要否、資本金額、株主数等の要件が異なっている。

商法（Law No. 30 of 1984）では、次の2種類の取引業者（trader）が規定されている。

- ・個人取引業者（例：sole trader、自然人）
個人取引業者については1984年第30号商法が適用される。
- ・法人取引業者（例：企業）
法人取引業者については1997年第21号会社法が適用される。

現在、イラクでは急速にビジネス環境の整備が進んでおり、競争法や消費者保護法、さらには知的財産権法等も整備されている。

下記に、イラクにおいて輸出入ビジネスを行う際に留意すべき法的事項を整理した。

(2) 製品の「輸入」と「流通」

イラク法は、外国企業がイラク国内に製品を輸入するにあたり商事代理人を介すことを規定していない。そのため、外国会社は自由にイラク国内に輸出することができ、また、イラク人以外の者をその業務に就かせることも可能である。しかし、外国企業がイラク国内で製品を流通させる場合には、当該外国会社がイラク国内で法人格を有していない場合、1ないし複数の商事代理人を選定することが求められる。その際、商事代理人はイラク国民でなければならないが、代理人の数、地域的な独占や選定条件については、当事者間の合意がある限り問題にはならない。

¹ 内田政義「イラクのビジネス関連法制度」（ジェトロセンター、2012年4月）52頁参照。
http://www.jetro.go.jp/world/middle_east/iq/pdf/js1204/6.pdf

(3) 供給契約について

また、イラクへの製品等の供給契約 (supply contract) は、メンテナンスや機械設置に係る作業が含まれない限り、所得税の対象外の扱いになる。メンテナンス等が含まれる供給契約の場合は、製品の供給とメンテナンス等に関する 2 種の契約を作成することで、メンテナンス等に対する契約のみが課税対象となる。

(4) 商事代理人について

商事代理人(販売代理人を含む)については、イラク民法と商事代理人法 (Law No. 51 of 2000) が規定している。商事代理人法は契約の解除や独占権については規定しておらず、これらにはイラク民法が適用される。商事代理人の登録については、商事代理人法が下記のとおり規定している (第 4 条)。

- ・イラク国民であり、イラクに居住すること
- ・法的能力を有しており、25 歳に達していること
- ・犯罪で有罪判決を受けたことがないこと
- ・自己の業務を行うためにイラクに事務所を有していること
- ・商工会議所の一つに属していること
- ・母国 (イラク) への忠誠を尽くしていること

また、商事代理人は公務員や公的機関の雇用者であってはならず、商業省 (Ministry of Trade) によりライセンスが付与される。当該ライセンスは 2 年ごとの更新となる。また、代理人との契約は登録されなければならないとされている。

(5) 会社設立について

外国企業は自由にイラクで会社を設立することができるが、会社法に従い、登録を行ってビジネス ID を取得しなければならない。会社名はアラビア語で意味のあるものでなければならない。外国企業名の単なる訳文であってはならない。

また、公開会社 (public company) ・民間会社 (private company) は、会社法 (Law No. 21 of 1997) 及び公開会社法 (Law No. 22 of 1997) により設立される。

会社には、①資本の 25% を超える株を公的部門 (public sector) が購入することができない民間会社、②少なくとも資本の 25% の株を公的部門が持たなければならない混合会社 (mixed company) の 2 タイプがある。民間会社は、(a) 有限責任会社、(b) 証券取引審議会に登録される株式会社 (joint stock company listed with the securities exchange commission)、(c) 合資会社、(d) 個人経営企業 (sole proprietorship enterprise)、(e) 単なる法人 (simple company) がある。混合会社は、有限責任会社又は株式会社になり得る。

(6) 会社登記について

イラク国内に事務所を設立あるいは政府の入札に参加しようとする企業は、「外国ビジネス (Foreign Business)」として登録が求められる。登録については、イラク国内のどの地域でビジネスを行うのかによるが、例えば、クルディスタン地域の場合であれば、クルディスタン地域政府 (KRG) に登録することになる。

イラクで代理店 (representative office) を設立しようとする外国企業の手続きは支店 (branch) の設立の場合と同様であり、下記に記載する手続きが求められる。外国企業の駐在員事務所は、事業開発、市場調査やマーケティング活動を行うことができるが、契約の締結又は営業活動を行うことはできない点に留意する必要がある。

①現地法人 (local company) の設立

会社設立にあたり、下記の書類をイラク会社登記局 (Iraq Companies Registry) に提出する。なお、書類はアラビア語で記載する。

- ・申請書
- ・定款
- ・初期資本の預金額を示すイラクの銀行の書類
- ・共同出資会社 (joint stock company) においては、当該会社の設立者が署名をした同意書 (subscription document) 及び技術的・経済的フィージビリティスタディ

②外国企業の現地法人の設立 (The Regulation no. 5 of 1989)

外国企業の現地法人あるいは駐在員事務所の設立にあたっては、親会社に関する下記の追加資料が求められる。

- ・親会社の法人化、設立に関する親会社が所在する国の法律に基づく公証書類 (登記証明書)
- ・全ての会社形態に適用されるとする親会社の定款の複写の公証書類
- ・親会社のレターヘッドの手紙で下記を含むもの
 - 支店又は代理店設立の認可
 - 支店又は代理店に関するイラクでの送達受領への同意
 - (a) 支店又は代理店のシニア・マネジャーの名前、(b) イラクでの送達受領の担当者名、(c) 会社登記局に対する登録手続きの責任者名。これらの者はイラクに居住する者でなければならない。
- ・親会社の直近の会計年度の財務諸表
- ・会社登記局に対する登録手続きの責任者のパスポートの複写
- ・その他、各政府機関による産業に特化した必要書類

(7) 会社の設立について (Iraq Company Law number 21/1997)

イラクでの会社（合弁会社を含む）の設立については、1997 年会社法に規定がある（2004 年に改正）。2004 年改正会社法によれば、限定された分野を除き、株主について、国籍や自然人であるか法人であるかは問われない。また、外国企業がイラク企業を 100%保有することが認められている。

(8) 商行為について

商行為に関する主な法律は、民法（Law No. 40 of 1951）であり、不法行為、契約、財産、商行為を規定している。

商法（Law No. 30 of 1984）も関連し、イラクにおける公開・民間会社による取引活動を取り扱い、契約締結能力、同意能力、準拠法、その他例えば脅迫・不当威圧・錯誤等の契約を無効にし得る様々な問題に関する規定を含んでいる。また、同法は損害賠償についても取り扱い、代理関係、瑕疵担保、契約の制限・解除に関しても規定している。加えて、商業登記、トレードネーム、銀行取引、信用状、銀行保証、国際売買等に関する規定も含んでいる。

取引における違法行為については、取引規制法（Law on Regulation of Trade (Law No. 20 of 1970)）が罰則を設けている。

(9) 課税について

税務登録は、通常、事業開始から 1 ヶ月以内になされなければならない。税金は、会計年度終了後、3 ヶ月後に支払われるべきである。

イラク企業又は外国企業は、純利益の 15%の一律課税を支払う義務がある。しかしながら、二重課税防止条約（Double Taxation Treaty）があればその効力が生ずる。つまり、企業は二重課税防止条約の利益（advantage）を得ることができる。

対人課税のレートは、3%から 15%に及ぶ。

全ての企業は、操業開始までに労働省（Ministry of Labor）に登録し、従業員数と 3 ヶ月分のおよその人件費（payroll）に基づき、社会保障のためのしかるべき金額を支払わなければならない。投資家は、支払がなされたことを示す受領書を省から取得する。受領書には、企業の社会保障番号も記載されている。社会保障費の支払（social security payment）は 3 ヶ月ごとになされなければならない。なお、社会保障費は従業員の給料の 17%であり、雇用者の拠出は 12%、従業員の拠出は 5%である。

企業は、企業登録局（Office of Companies Registration）によって認可を受けた（licensed）納税者 ID 番号が与えられる。企業は各税金ごとに別々の納税 ID 番号を受け取る。

(10) 銀行取引について

イラクには、合計で 43 の銀行がある。内訳は、7 つの国営銀行、30 の民間銀行、6 つの外国銀行である。銀行に関して適用される法は 2004 年銀行法であり、その中では外国企業に関する

規定が示され、ライセンス、登録、融資、イラクにおける銀行行政に関しても規定されている。

(11) 関税について

イラク政府は現在、食料、医薬品、衣服、書籍、人道物資、及び石油食糧交換契約に基づき輸入されたものを除き、諸外国からイラクへ輸入された全ての製品の送り状総額について 5% の復興税をかけている。投資法の下では、イラク投資委員会を介したプロジェクトは、一定期間関税免除とされている。また、医薬品、衣服、書籍並びに通過目的の製品は、関税免除となる。

(12) 消費者保護について

消費者保護法（2010 年）が消費者の基本的権利を保証し、消費者に損害をもたらし得る不正行為から消費者を保護し、輸入や製品の生産・売買規則に反する行為、利益を損なう行為、消費者を欺く行為を防いでいる。

(13) 商標について

イラクにおける知的財産権については、サダム・フセイン時代は長年にわたり近代化に向けた改正は行われなかったが、連合暫定施政当局（CPA）によって近代化が進展している。

まず、新規の商標は、商標登録局（Trade Marks Registrar）へ登録することができる。商標登録局は、産業鉱物省（Ministry of Industry and Minerals）の一機関である²。商標登録局は、バグダッドにあり、支局がバスラにある。また、クルディスタン地域ではスレイマニアにある。登録することで、当該登録商標の所有権の移転及び当該登録商標の利用のライセンスを行うことができる。

商標権の保護期間は登録から 10 年間であり、当該登録商標の有効期限が切れる 6 ヶ月以内に再申請することによって 10 年間延長が認められる。

商標は、バスラを除き、バグダッド、クルディスタン地域のいずれのオフィスでも登録され得る。登録商標の所有者（商標権者）は、第三者が同意を得ることなくその商標が登録されたのと同様又は類似の商品、役務に同一又は類似のマークを使用し、その使用が混同を生じさせるおそれがある場合、その使用を防ぐ排他的権利を有する。さらに、イラクにおいて、周知商標（well-known trademarks）は、たとえそれらが登録されていなくても、保護される。

なお、商標法違反は刑法が適用され、1 年から 5 年の懲役あるいは 5 千万イラクディナール（US\$42,500）から上限 1 億イラクディナール（US\$85,000）の罰金が科せられる。

² www.industry.gov.iq.

(14) 特許について

特許制度は、登録された発明に対して排他的権利を与えるものである。イラクにおいては、特許及び産業意匠登録局（the Registry of Patents and Industrial Designs）が我が国の「特許庁」に該当するものである。当該局は、バクダッドにある会社登録及び監督総局（the General Directorate of Registration and Supervision of Companies）の一部門である。

工業意匠や特許（実用新案）権による保護を受けるための要件は、下記のとおりである。

- ・工業意匠あるいは実用新案（model patent）の登録認可は、新規性を有すること。
- ・工業意匠については、下記のものゝ新規性を認めない。
 - 意匠の創作者がイラクと相互運用を行っている国において登録出願を行う前に公開されたもの
 - 意匠の創作者がイラクと相互運用を行っている国において登録出願を行った後に公開されたもの
 - 以前の意匠や実用新案と基本的部分が相違しているもの、又は過去に登録されたものの類似製品として登録されたもの

特許権の侵害については、裁判所に対して侵害品の没収、侵害行為防止のための差止命令及び損害賠償を請求することができる。特許法は、クルディスタン地域に対しても適用される。なお、イラクは1975年にパリ条約に加盟している。

(15) 著作権について

イラクにおいて、WTO 規定に則した著作権保護を与えるよう努力している。文化庁（the Ministry of Culture）の知的所有権委員会（the Intellectual Ownership Board）が著作権登録を管轄する。

イラクにおける著作権上の保護対象は、小説、文学作品、コンピュータプログラム、口述作品、芸術作品、建築物、ドラマ及び演劇、音楽作品、写真及び映画、テレビ及びラジオ向けの作品、音の作品及びデータ編集物等である。翻訳については、特段の定めがない限り、権利は創作者に帰属する。また、小説、文学作品、ビデオ、科学書籍は、著者に無断で新聞や雑誌に掲載してはならないとされている。イラクにおける著作権の存続期間は、著者の死後50年である。

著作権の侵害に対しては、その深刻度や頻度により、懲役刑から罰金刑が課せられる。

(16) 労働者の退職及び年金について（Worker's Retirement and Social Pension Organization）

イラクの全ての企業は、事業を始める前に、労働者退職省（Ministry of Labor Worker's Retirement : WR）と社会年金協会（Social Pension Organization : SPO）に登録しなければならない。企業は、3ヶ月分の全従業員の社会保障のためのしかるべき金額をデポジットとして

納めなければならない。労働者退職省は、投資企業に対して社会保障番号の発行と、支払を証明する受領書の発行を行う。一般的に、この手続きには約1週間程度要する。社会保障費は、従業員の給与の17%で3ヶ月ごとに支払う。なお、雇用主が12%、従業員が5%の割合で負担する。

(17) 紛争解決について

イラクにおける紛争解決制度は、法的に十分整備されているわけではないが、イラクで商事紛争が生じた際、それが投資に関連している場合は、投資法や最高司法評議会内に設立された商事裁判所で処理される。また、企業は民事裁判所又は投資機関を活用して紛争解決を図ることができる。これらの他に、労働案件について審理を行う裁判所もある。

一方、イラクは、国際仲裁の裁定は、国内仲裁の裁定と同様には扱われない。

また、イラクは、ニューヨーク条約、ワシントン条約に批准していない。

【参考：政府機関】

イラクの主な政府機関は下記のとおりである。

- 農業省 (Agriculture) www.moagr.com
- 通信省 (Communications) www.iraqimoc.net
- 建築住宅省 (Construction and Housing) www.moch.gov.iq
- 文化省 (Culture) www.ministryofculture.gov.iq
- 移動移住省 (Displacement and Migration) www.modm-iraq.net
- 教育省 (Education) www.moedu.gov.iq
- 電力省 (Electricity) www.moelc.gov.iq
- 財務省 (Finance) www.mof.gov.iq
- 外務省 (Foreign Affairs) www.mofa.gov.iq
- 厚生省 (Health) www.moh.gov.iq
- 高度教育及び科学研究省 (Higher Education and Scientific Research) www.moheiraq.org
- 人権省 (Human Rights) www.humanrights.gov.iq
- 産業鉱物省 (Industry and Minerals) www.industry.gov.iq
- 内務省 (Interior) www.moi.gov.iq
- 労働省 (Labor) www.molsa.gov.iq
- 地方自治体公共事業省 (Municipality and Public Works) www.mmpwirq.com
- 石油省 (Oil) www.oil.gov.iq
- 観光委員会 (Tourism Board) tourisimiq@yahoo.com
- 商業省 (Trade) www.mot.gov.iq
- 水資源省 (Water Resources) www.mowr.gov.iq

4. 輸出・輸入分野におけるイラクビジネス法

イラクで輸出入ビジネスを行う際に関連する主な法律について解説する。法律によっては、膨大な量のものもあり（民法等）、また、我が国にはないものもあることから、冒頭に【ポイント】として、日本法との違い及びイラクでビジネスを行う際の留意点をとりまとめた。

(1) 会社法（Company Law No. 21）

【ポイント】 会社法の重要なポイント

1. 日本法にない制度がある。
 - ・最低資本金制度がある（ただし、名目的な金額にすぎない）。
 - ・株式会社で一人株主は認められない（有限会社なら一人株主が認められる）。
 - ・混合会社（公的部門が25%以上出資するが、経営権は民間にある）がある。
 - ・会社登記官の制度がある。
 - ・取締役は株主である義務がある。
2. 会社のガバナンス重視と、会社を使った不正行為防止の規定がある。
 - ・会社登記官によるモニターがある（増減資の認可、資本金の50%超の損失の通知、総会開催異議申立先となる等）。
 - ・株式会社の負債は資本の部の金額の3倍までとの制限がある。
 - ・有限会社・株式会社の株式譲渡は、上場会社株式を除き、社長立会いの下で行われる。
 - ・損失が資本金の75%以上で増減資ないし清算が強制される。
 - ・総会は定足数不足でも開催され得る。
 - ・取締役株主制度がある。
 - ・取締役は6社以上兼任が禁止される。
 - ・社長は取締役でなくても良い。
 - ・少数株主の保護は弱い（10%以上株主らによる会社の違法行為への異議申立はある）。
 - ・株式会社の授権資本金制度はない。

①構成と特徴

イラク会社法は1997年法第21号として制定され、フセイン政権崩壊後の2004年に改正された。全8章221条からなり、各章は、1. 会社法総論（定款、会社の種類）（第1条～第12条）、2. 会社の設立（設立要件、発起設立、会社登記官）（第13条～第25条）、3. 会社の資本（株式、株式の引・払込、増減資、持分譲渡、株式、配当、社債）（第26条～第84条）、4. 会社の経営（会社の機関）（第85条～第124条）、5. 会社のガバナンス（ガバナンスと会計）（第125条～第146条）、6. 会社の終了（解散・合併・組織変更・清算）（第147条～第180条）、7. 単純会社（パートナーシップ）（第181条～第199条）、8. 雑則（第200条～第221条）から構成される。

特徴は以下の点にあり、会社のガバナンス重視と会社を使った不正行為防止に力点がある。

- ・会社登記官を商業省の下に置いて会社の登記とモニター・コントロールをしている。
- ・政府出資もある民間企業を特に規定している。
- ・株式会社の運営組織は、株主総会、取締役会と会社代表者たる社長（非取締役も可）の3者からなる。
- ・パートナーシップ規定がある。

会社法総論で規定する会社は、出資者が無限責任を負う会社と有限責任を負う会社で分けられる。無限責任を負うのは、(a) 個人経営企業（一人の自然人が出資者）、(b) 単純会社（出資者は2～5人、パートナーシップ、労務出資を認める。定款で利益損失の分配方法が自由に決められる）、(c) 連帯責任会社（出資者が連帯して会社債務に責任を負う。定款で利益損失の分配方法が自由に決められる。）である。出資者が有限責任を負うのは、(d) 有限会社（株主が1～25人）、(e) 株式会社（株主が設立時5～100人）、(f) 混合会社（公的部門が25%以上の株式を持つ。株主が5～25人の会社で、有限会社か株式会社となる。取締役の任命方法で政府の支配権が強くない配慮がある）である。会社の名称はアラビア語で表記されるが、外国語併記が可能である。

②設立と資金調達

会社は、発起人が定款を作成し、出資し、会社登記官に会社登記をし、設立認可証と官報公告を得ることで設立し、法人格を得る。単純会社は設立認可と官報公告は不要であり、定款の会社登記官への預託で法人格を得る。全ての会社において、定款の絶対的記載事項は、商号、会社形態、目的、資本、連帯責任会社の場合の利益損失の分配方法、株式会社の取締役会の構成人数、発起人である。株式会社は3～7人の発起人が必要となる。株式会社は募集設立もできる。募集設立の際の発起人の株式引受分は20%以上だが、混合株式会社の場合20%以上55%以下となり、公的部門も発起人となる。株式募集は官報と日刊紙に公告する。分割払込を認めるが、全額払込の終了前に配当・社債発行はできない。

最低資本金の規定はあるが、株式会社は日本円で16万円、有限会社はその半額、その他の会社の場合4千円と低額である。現物出資は、会社登記官の承認と専門家の査定が必要となる。投資を業とする会社は株式会社でなくてはならず、分散投資義務がある（一投資先の10%までの株式を自己資本の5%以内で出資する。資本金の10%以上の現金を持つ）。

株式会社では、負債は資本の部の金額の3倍までしか認められない。株式会社が発行できる社債残高も資本の部の金額までとの上限がある。イラクでの事業計画では、親子ローンに頼らず資本金を多くするほかない。公募社債発行には、総会決議と会社登記官への登録、そして官報と日刊紙公告が必要となる。社債権者は、社債引受銀行の不正、発行者の不正、募集期間が7日以内と短い社債発行につき、裁判所に社債発行の異議申立ができる。銀行で引受が未完了の社債は、証券取引所で額面以下で売り出せとの規定もある。社債発行はいまだ国内投資家から信頼されていないのだろう。

増資は定款変更による。株式会社と有限会社では、株主総会の増資決議が必要となる。新株発行と準備金の資本繰入による増資があり、時価発行増資もできる。準備金の資本繰入に総会議決が必要となるのは新規に準備金積立の必要が生じるからで、日本と同様である。株式会社の増資には会社登記官の認可が必要となる。増資新株の発行通知は許可後30日以内になされ、

引受期間は30～60日間で設定される。引受額が不足する場合、1回の更新が可能である。既存株主の増資引受における優先権の規定がある。しかし、銀行のみ第三者割当増資ができる。その割当株式の価額が他の株主に対して公平であることを中央銀行が認めることと、株主総会で第三者割当増資の決議があることが条件となる。銀行と保険会社は株式会社でなくてはならないとの規定があり、信用力を維持するために資本充実の必要があるからだろう。第三者割当増資を使って既存のイラク企業に投資する道は制限されているが、引受けない既存株主がいる場合、取締役会は未引受株式をバクダット証券取引所で売り出せるという規定を使うことができる。既存株主が引受けないのは時価発行価額が高すぎる場合であろうから、外資は、会社純資産額に対し高いプレミアム価格で出資することになる。

損失による減資については総会決議と会社登記官の認可が必要となり、債権者と株主に異議申立の機会が与えられる。異議申立に対し会社登記官が解決できない場合、管轄裁判所で解決される。減資と共に増資をする場合は減資決議は不要となり、異議申立の機会がなくても良い。減資は増資決議内に含まれると考えられるからである。

株式会社の株主は、担保権付株式でない場合、自由に株式を譲渡できる。有限会社では、他の株主に対して、社長への通知を経て譲渡可能となる。他の株主が譲渡提示価格での譲受をしないまま30日経れば、第三者に対して当該提示金額以上の金額で譲渡できる。株式会社、有限会社の株式の売買による譲渡は、上場株式を除き、社長代理人の立会いの下で行われ、売買契約は会社の帳簿に記録される。取締役の管理外で行われた株式譲渡は無効との規定があり、違法譲渡の多さが想像される。売却以外の担保実行他による株式譲渡も、裁判所認可により会社登記簿に記載される。民間株式は、会社への株式担保登記により担保権が設定できる。既存のイラク企業に投資する場合、第三者割当増資の制限下では、まず既存株主から株式の譲渡を受け、その後株主割当増資で資金不足解消を図ることになるだろう。

準備金の法定繰入は利益の5%で、資本金の50%まで積立義務があるが、総会決議があれば資本金の100%を超える積立も可能となる。準備金は、事業拡大、従業員福祉、関連事業への投資のためにのみ使える。準備金をもって負債支払に充てられるのは準備金の50%までで、それを超えた準備金による負債支払は、会社登記官の認可が必要となる。資本の部の50%を超える会社損失は、会社登記官に貸借対照表計上後60日以内に通知し、会社損失が資本の部の75%以上に上る場合、資本の減・増資ないし清算を進めるとしている。

③会社の機関

(a) 株主総会

株主総会は会社の最高意思決定機関であり、株式会社では年1回以上、その他の会社では年2回以上開催される。総会招集は、株式会社では取締役会の決定による会長が、その他の会社では社長が行うが、10%以上の株主にも招集権がある。株式会社では総会招集公告がなされるが、他の会社では書留郵便で株主の住所に通知される。総会は、総会招集通知後15日以上経て開催される。総会開催についての異議申立は会社登記官になされる。総会議題は省略できないが、10%以上の株主が提案し過半数（連帯責任会社では全員一致）の株主の賛成により省略可能となる。

総会はイラク国内で行われる。株式会社の定足数は過半数の株式を持つ株主の出席であり、定足数不足の場合、次週の同曜日同場所で、25%の株式を持つ株主の出席を定足数として開催

する。会社登記官への申請で25%未満の定足数も可能となる。総会の定足数充足を確認するため、会社登記官の代理人の総会出席が必要となる。

総会決議に関する投票は記名投票によるが、株式会社の場合、取締役ないし取締役会会長の選・解任は無記名投票となる。他の会社の場合は、社長の選・解任が無記名投票となる。総会出席者であり10%以上の株式を持つ株主の提案で、いかなる決議も無記名投票にできる。議決は出席株主の持つ株式数の過半数による。特別決議事項は定款変更、増減資、資産の半分以上の売却、銀行の第三者割当増資で、特別決議の方法は支払済株式総数の過半数である。定款で定足数・議決を厳しくすることはできる。連帯責任会社の特別決議は全員一致である。有限会社では、可否同数の場合、管轄裁判所の決定によることができるのは有限会社のみであるため、内外出資割合を同数とする株式会社への投資は問題含みとなる。総会の決定の異議申立は会社登記官に行く。会社登記官の決定に対する異議申立は管轄裁判所に行く。

総会決議事項には以下がある。

- (i) 株式会社での取締役の選・解任（混合会社での主務官庁任命以外の取締役の選・解任）
- (ii) 株式会社での取締役会・会計監査の報告書承認、その他の会社での社長の報告書承認
- (iii) 決算報告書承認
- (iv) 株式会社以外の会社での予算・事業計画の承認
- (v) 会計監査役への任命と報酬決定
- (vi) 有限会社と連帯責任会社における借入、担保設定、有価証券の決定
- (vii) 配当と準備金の決定
- (viii) 株式会社での取締役の報酬決定
- (ix) 混合株式会社での就業規則の承認

(b) 取締役と取締役会

株式会社では、取締役会が組織される。取締役会を構成する取締役の員数は、民間株式会社で5~9人、混合会社では7人である。公的部門による出資が50%以下なら2人、50%超で3人が主務官庁の任命の取締役となる。混合株式会社の過半数の取締役には、法律と矛盾する政策やガイドラインが当該会社に適用された場合に内閣に対し異議申立を行う権利がある。混合会社における民間株主の利益を重視した規定である。取締役の員数の欠員ないし取締役の取締役会への出席不能の場合に取締役会に参加する予備構成員を、予め総会で決めておく制度がある。7名からなる予備構成員の中から、出席取締役の過半数の決議で取締役会での取締役の職を代行する者を決定する。治安・政情不安による制度だろう。

民間代表の取締役は、当該会社の1000株以上の株主である必要がある。これは、外資が出資先会社に出資する際に面倒な問題を引き起こす。取締役の任期は3年で更新可能であるので、外資が出資するイラク企業の株式を取締役となる個人に譲渡し、任期終了で回収する手続きをとる他ない。取締役は6社以上の取締役兼任を禁止され、取締役会会長は3社以上で兼任禁止となる。同業種の取締役ないし取締役会会長を兼任する場合、総会承認が必要となる。取締役の会社に対する善管注意義務を果たさせるための制限である。

取締役会は総会の権限以外の会社の経營業務を担い、会長と副会長は取締役会で決定する。取締役会は2ヵ月ごとに開催され、定足数を過半数として出席者の過半数で決議される。可否同数は会長の判断による。取締役会議事録は、会社登記官預託で証拠書類となる。

取締役会の権限は以下のとおりである。

- (i) 会社の業務執行最高責任者である社長を選・解任し、その権限・報酬を決定する。
- (ii) 総会決定を実行し履行状況をモニターする。
- (iii) 決算書（予算、損益計算書、その他の収支報告書）と事業報告書と、次年度事業計画書を作り総会に提出する（貸借対照表作成義務を定款で収支報告書の一つとして明示する必要がある）。
- (iv) 借入、担保提供、社債発行を決定する。
- (v) 取締役会は、社外独立監査役推薦の指名委員会と社長報酬を決める報酬委員会のメンバーとなる取締役を決定する。メンバーとなる取締役は、会社の幹部・社員・10%以上の株主・彼らの利害関係者であってはならない。

取締役の利害関係取引は、総会許可を得ない限り禁止である。総会許可のない利害関係取引をした取締役は、会社が被った損害を会社に填補する義務を負う。取締役は、利害関係取引につき取締役会議決権はない。利害関係なき取締役の過半数の許可を得れば、議決権を持つ。利害関係取引は議事録に記載され、総会と社外監査役が閲覧できる。

(c) 社長

社長は、株式会社では取締役会、その他の場合は総会で選任・権限・報酬決定がなされる。社長は社内外の経営専門家より選任でき、取締役である必要はない。取締役会会長・副会長は、社長を兼任できない。複数の会社の社長兼務も禁止される。有限会社、混合会社、個人会社の社長は、株式会社の取締役会が持つ権限を持つ。高額報酬者5人は、総会でその報酬を公開される。社長の会社との利害関係取引は、取締役の利害関係取引規定が準用される。

④会社のガバナンス

会社のガバナンスは、その業務状況のガバナンス、監査、検査の規定により、定款と法律に従い会社が運営されていることを確認するために行われる。

取締役会は、年初1ヵ月以内に会社の最新の株主名簿を作成し、株主には株主名簿の閲覧権がある。会社登記官に定時総会の招集通知と招集添付書類を送付する。

民間会社は総会指名の監査役の監査を受け、混合会社の会計は財政管理局の監査を受ける。国際会計基準による連結会計をする。会計年度終了後30日以内に決算は完了し、株式会社では取締役会、その他の会社では社長が決算報告書を作成する。決算報告書は外部監査を受け、監査終了より60日以内に総会に付される。決算報告書では、以下につき詳述される。

- (i) 重要な契約、10%以上の株主、取締役の利害関係取引
- (ii) 営業利益と純利益の分配（準備金への繰入と配当）
- (iii) 準備金とその使途

- (iv) 取締役と社長の報酬
- (v) 広告費、旅費、交際費、寄付の合計額

決算監査意見書では、会計の法律・定款との整合性が報告される。決算報告書と総会決定は会社登記官に送付される。

会社の定款違反行為ないし総会決定違背行為を検査するため、検査官という制度がある。会社の違法行為への異議申立が10%以上の株主、取締役ないし社長から、会社登記官にあった場合に、会社登記官は検査官を選任し、検査する。

⑤会社の終了

会社の終了原因は、(a) 設立後1年間事業開始しない、(b) 一年以上の事業停止、(c) 目的の完了ないし不能、(d) 合併・組織変更、(e) 資本の75%以上の欠損で60日以内に増減資ないし清算の措置を採らない、(f) 総会での清算決議である。合併では、総会に提出する理由書が必要となる。合併は、会社登記官に10日以内に報告し、15日以内に認可を受け登記し、官報、日刊紙に公告する。認可から60日以内に合同総会を招集し、定款修正ないし新規定款を決定して会社登記官に定款を登記する。合併反対の株主の株式買取請求や会社分割についての規定は、会社法上にはない。組織変更は総会の決定による。株式会社への組織変更は、新株引受でなされる。組織変更は、決定から10日以内に会社登記官に報告し、15日以内に定款が認証され、官報・日刊紙公告する。

清算決議は会社登記官に報告され、詐欺的でない清算につき清算決定をし、清算人が任命され、清算公告をする。清算人が会社を代表し、社長の義務は停止され、取締役会は解散する。清算利害関係人は、管轄裁判所で清算決定前の6ヵ月間の経済的義務につき確認する権利を持つ。清算人は異議申立のための公告をする。清算は、債権者にとっては債務者の支払不能となるので、偏頗行為は無効、清算前3ヵ月の担保取得は無効、清算手続き開始後の差押は、裁判所決定、国家債務、給料払いのためを除き、無効となる。

清算手続き終了後、総会が開かれ、会社登記官は会社の登記抹消と公告をする。清算決定から5年が経過しても清算手続きが未終了の場合も、登記は抹消される。登録抹消から30日以内に、清算人は財産分配をする。

⑥単純会社

単純会社とは、2~5人の無限責任の共同経営者からなるパートナーシップ法人を指す。定款で持分を決めるが、労務出資も認められるし、配当が出資持分によらなくて良いので、投資の早期回収が可能となる。定款は公証され、会社登記官に預託される。労務出資のパートナーが無報酬の場合、損失につき無限責任を負わなくても定款は無効とならない。出資者は、他の出資者の承認で持分譲渡ができるだけであり、会社に持分買取を請求できる退出権がないのは、合併反対株主と同様である。

(2) 登記代理人についての法律 (Law on agencies Nr. 4 (1991))

【ポイント】 登記代理人法の重要なポイント

- ・ 日本法にない制度である。
- ・ 登記代理人は、あらゆる登記業務（会社、商号、商標、特許、訴訟手続き等）ができる。
- ・ 登記代理人は、イラク居住のイラク人弁護士でなければならない。
- ・ 登記代理人は、商業省における会社登記局に登録されていなければならない。
- ・ 登記代理人は、毎年年初 90 日以内にライセンスの更新手続きをしなければならない。
- ・ 登記代理人がライセンス更新を遅延した場合、ライセンスは取消される。

①構成と特色

登記代理人についての法律は、1999 年第 4 号としてフセイン政権下で立法され、政権後も施行されている 20 条からなる法律である。会社、氏名、商標、特許の登記や、それらに関する訴訟手続きにおいて派生するあらゆる登記に関する業務の遂行において、利用者のために登記代理人が専門家として機能するべく制定された。商業省における会社の登記局において、登記代理人として氏名が登録されている場合でない限り、登記業務を行うことは許されない（第 3 条第 2 項）ため、外資にとって必要な法律となる。登記代理人は、イラク居住の 3 年以上の経験のある弁護士でかつ登記業務のライセンスを与える委員会に登録されたイラク人のみができる（第 4 条）。

②重要な規定内容

登記業務のライセンスを与える委員会に、毎年年初 90 日以内にライセンスの更新手続きをしなければならない（第 14 条）。登記代理人の登録は会社登記局に行い、登記代理人がライセンスの更新を遅延した場合は、会社の登記局はライセンスを取消すものとする（第 14 条第 3 項）とあり、外国会社の支店登録自体が無効になるので留意する必要がある。

(3) 商事代理人法 (Commercial agent law Nr.51 (2000))

【ポイント】 商事代理人法の重要なポイント

- ・日本法にない制度である。
- ・外国法人がイラクでビジネスをする際に、商事代理人を指名する際に適用される。
- ・商事代理人は、イラクの自然人ないし地場資本のイラク法人でイラク居住者である。
- ・商事代理人は会社登記局で2年ごとにライセンスを受け、商事代理人登録リストに掲載される。
- ・個々の商事代理人は3者を超えた商事代理を登録してはならない。
- ・公務員が商事代理人となることは禁止されている。
- ・商事代理人の商事代理、つまり代理行為が本人に帰属する場合の代理の権限については、民法第927条～第949条が適用される。

①趣旨と構成

商事代理人法は、フセイン時代に制定された法令であり、外国法人がイラクでビジネスをする際に、商事代理人を指名する際に適用される。商事代理人は、イラクの自然人ないし資本が全てイラク人に所有されているイラク法人でイラク居住者でなければならず、彼らはライセンスを受けて会社登記局にある商事代理人登録リストに掲載されており、そのリストの中から外国法人は選択することができるとする、24条からなる法律である。代理の権限については本法には規定がなく、民法第927条～第949条が適用される。

②主な規定内容

イラクの自然人・イラク法人は外国法人3者までの商事代理人となることができるが(第4条第4項)、それには、2年ごとに更新される会社登記局が出すライセンスが必要であり、ライセンスは会社登記される。ライセンス更新申請はライセンス期限前60日間に行う。更新申請しないまま期限が徒過すると、1日1000イラクディナールの罰金が最長60日間科され、なお更新申請をしない場合、ライセンスは更新されない(第6条)。

外国法人は、その商事代理人リストを見ることができる。商事代理行為とは、イラク国外出身の自然人又は法人のための代理人(それが商事代理人か、仲介人か、又はその他、貿易、会社、輸送に関する特別法に規定された商事代理人かを問わない)として、イラク国内の者により行使される一切の商事行為をいう(第3条第1項)。商事代理の場合、代理人とイラク法人間の法律行為が、本人たる外国法人とイラク法人間の法律行為となる。代理人は、当該法律行為の成果に基づき本人からコミッションを得る。仲介人の場合は、本人とイラク法人間の法律行為を仲介するだけで、仲介人自身はイラク法人との間で契約関係に入らない。仲介人は本人と仲介契約に基づき仲介手数料を得る。その他の商事代理人としては、ディーラー・ディストリビューターがある。ディーラー・ディストリビューターは商事代理人としてリスクを取るので、ディーラー・ディストリビューターとイラク法人間の法律行為は直接本人には帰属しない。自らの取ったリスク分の中に成約ごとのコミッションが入っている。

これらの商事代理人は、ライセンス料を政府に払うことで代理コミッションを得ることになる。中東諸国においては現地代理人を使わなくては取引できない場合も多いが、イラクは代理人を使わない直接取引も行うことができる。実際は、複数の商事代理人を使うことが多い。中東諸国、EU、ベトナムには、契約期限の到来で代理契約が解消された際に、代理人は本人に補償を求めることができるとする代理人保護規定がある。代理期間中に作った営業秘密である顧客リストを契約解消に伴い本人に譲渡せねばならず、営業秘密譲渡の対価として補償されるべきだとの考えである。イラクにはこのような代理人保護規定はない。

商事代理人は特別の帳簿に彼が得た手数料額、免許を受けた銀行を介してイラクに送金された額と、契約された取引量及び顧客の計算で行われた商取引の量における当該商事代理人の分配量を、全ての関係者の名称及びその完全な住所とともに記載する（第 10 条）との規定は、経済制裁下で管理貿易をするために必要な規定であった。

政府・国有企業は、原則、商事代理人を使わずに外国法人より調達しなくてはならない（第 14 条第 1 項）。調達コストを安くするためだろう。直接契約できない場合、中央政府当局の承認を得て商事代理人を使って良い（第 14 条第 2 項）。本規定に違反してなした商事代理人には、禁固刑ないし法人に対しては刑法に基づく罰金・業務停止措置が科される（第 15 条）。公務員が商事代理人となることは禁止されており、その禁止違反を承知で政府調達契約を締結する外国法人の商事代理人となると終身刑が科される（第 16 条）。

国家官庁及び社会主義セクターが商事代理人としての資格で取引する場合、会社登録局の出版物において公表され、本法の適用が排除されるため、ライセンスは不要となる。社会主義セクターとは、フセイン政権崩壊後は国有企業と読み替えられるだろうから、官民混合会社は入らない。本規定は経済制裁があったフセイン政権下の管理貿易時代には必要だったかもしれないが、現在は意義が薄い規定となっている。

商事代理人の商事代理、つまり代理行為が本人に帰属する場合の代理の権限については、民法第 927 条～第 949 条が適用される。その場合は、本人の名を示して代理行為をしなければならない。本人の名を示さないでなした代理人の法律行為は、第三者が代理行為であることを知っていた場合を除き代理人に帰属し、本人に帰属しない（第 943 条）。権限を付与していないのに代理人が勝手に代理人であることを表示して第三者と法律行為をする代理権授与表示の表見代理の場合や権限外の行為の表見代理の場合は、法律行為は本人に帰属するが、本人には拒否権があり、第三者は本人に期限を決めて確認を求めることができる。本人が拒絶した場合、第三者は契約がなかったものとみなすことができる（第 944 条）。日本の民法では代理権授与と認められるべき事情が存在しなければ表見代理は成立しないが、イラクでは、本人が後から拒絶できるが自称代理人でも表見代理が一旦は成立するため、日本の規定より本人に厳しいと言える。代理人は本人に報告義務がある（第 936 条）ので、常に確認を怠らない必要がある。

(4) 外国会社による支店及び代表事務所の登記 (2004 年 2 月 29 日付大臣命令第 149 号)
(Ministerial instruction Nr.149 on Registration of branches and trade representative offices)

【ポイント】代表事務所登記法の重要なポイント

- ・イラクで外国法人のままビジネスをする際には、商業省に会社登記をする。
- ・登記申請書類はアラビア語でなく、英語でも良い。
- ・申請後 10 日で申請受諾が知らせられる (不可となるのは、指定通りの申請をしていない場合のみ)。
- ・会社登記は日刊紙に公告される。
- ・会社登記所は、関係政府官庁 (税務当局、計画省、労働福祉省他) に登記受諾証書、会社番号を通知する。
- ・イラクで外国法人のままビジネスをする際の事業形態として、外国会社支店ないし外国企業代表事務所 (trade representative) がある。
- ・日本法では外国企業駐在員事務所は売上を計上してはならないが、イラクでは外国企業代表事務所という事業形態で営業行為をし、売上を計上してよい。
- ・外国法人の支店・代表事務所を登記した外国法人は、別途商事代理人を指名する必要はない (商事代理人法の不適用)。
- ・小売業をする場合は 10 万ドルの銀行口座への預託が必要だが、その他の事業の場合は保証金等は不要である。
- ・法人登記手数料は 20 万イラクディナールである。

①構成と特徴

外国会社による支店及び代表事務所の登記令は、2004 年 2 月 29 日付貿易大臣令第 149 号として公布されている。イラクで外国法人のままビジネスをしようとする外国企業が採用する事業形態として、外国会社支店ないし外国企業代表事務所 (trade representative) があること、それらの事業形態の要件を規定したものである。上位法規は、2003 年 9 月 19 日付「外国人の投資」についての連合暫定施政当局 (CPA) 令第 39 号であり、本令第 5 節 (外国の法律に基づいて設立された事業体の支店又は代表事務所について) の施行細則が本大臣令である。

通常、外国企業は、外国における投資形態として現地法人の形態をとることが多いが、貿易ビジネスしか行わないため、現地での法的責任を本社が負っても構わない場合もある。この場合、外国法人のまま現地でビジネスを行い、現地で、現地において得た所得について現地国に法人税を納付すれば良いのである。通常、銀行業務については外銀支店という形態で使われることが多い。

第 I 節 序、第 II 節 本命令に従う事業体、第 III 節 登記の申請及び手続き、第 IV 節 支払われるべき手数料、第 V 節 申請書の不承認に対する異議申立、第 VI 節 会社の登記局での情報のアップデート、第 VII 節 本命令の効力発生の 7 節からなる。

②重要な項目

外国法人支店・代表事務所は、本大臣命令に基づき、会社の登記局、商業省による登記を経なければならない（第 II 節 1）とあり、契約に基づく資源採掘や建設事業に従事する外国企業も本登記が必要となる。CPA 命令第 39 号による「商事代理人法、及びこれに基づく命令を無効とする」とは、従来外国法人はイラクで商事代理人となれず、商事代理人としてイラクの自然人・イラク法人を指名しなければならなかった制度を廃止するとの趣旨である（第 I 章 5）。外国法人の支店・代表事務所は商事代理人を不要とするとの趣旨であると思われる。外国法人支店・代表事務所のイラクにおけるビジネスは、商事代理、ディストリビューター、商社ないし他の事業であっても良い（第 I 章 2）。登記申請は英語で良い（第 III 章 4）。イラクでリテールを行う外国法人支店・代表事務所は、リテール取引についての大臣命令に従い 10 万米ドルが無利息の口座に預託されていることが必要となる（第 III 章 3.e）。法人登記手数料は 20 万イラクディナールである（第 IV 章 1）。

(5) 民法 (Civil Code of 1951)

【ポイント】 民法の重要なポイント

- ・民法上にシャリーア法を一般法源とする規定がある（第1条(2)「該当する立法規定、慣習がない場合に、本民法の規定に沿うシャリーア法が学派の如何に問わず、衡平の考え方に先立つ、裁判所の判断基準となる」）。
- ・イラク民法典には日本の国際私法(法の適用に関する通則)にあたるものが入っており、日本民法の親族相続編にあたるものが入っていない。
- ・日本民法の条文にない以下の規定がある。
 - 事情変更の原則（第146条）、契約条項で解釈が不明な場合は、債務者の利益にとの原則（第166条）、約款による保護規定（第167条）、売買で売主の付随義務規定（第535条）
- ・用益物権には、日本民法にない建物その他の土地以外の使用権についての規定がある。
- ・イスラム教は利息を禁止するが、イラク民法は利息を取ることを認めている（民事法定利率は4%、商事法定利率は5%、遅延利率は7%（日本は5%、6%、14%））。
- ・債権の時効は15年（日本は10年、商事は5年）である。
- ・不法行為の消滅時効は3年、除斥期間15年（日本は3年、20年）である。
- ・成人は、日本の20歳と異なり18歳である。
- ・典型契約は15ある（日本民法にない年金、製造契約、公共ユティリティ利権契約、射幸、保険があり、日本民法にある交換、雇用、請負、組合がない）。
- ・売買対象物の所有権・品質につき、半年の保証を求め得る（第568条）。売買対象物の種類と量の違いによる契約の取消しは、その違いが5%を超えた場合でかつ引渡しより3ヵ月以内でのみ認められる（第546条）。
- ・イラクはWTOには未加盟であるが、国連国際動産売買に関する条約の批准国である。
- ・日本同様、根抵当権、債権質の規定があるが、日本同様、譲渡担保の規定は法文上にはない。
- ・日本同様、使用者の無過失責任の規定（第219条）、運転に格別の注意が必要な機械による損害での厳格責任の規定（第231条）はあるが、日本民法にある工作物の無過失責任の一般規定はない。

①イラク民法典の構成と特色

イラク民法典は1951年法律第50号として制定され、1953年より施行されている。1383条よりなるイラク民法典は、日本民法で言えば、親族・相続編が除かれ、財産編のみからなっている。イラク民法典は、イスラム法であるシャリーア法を取り入れたオスマン帝国民法と、フランス民法典を取り入れたエジプト民法を継受している。イスラム法であるシャリーア法的考えのあらわれた民法規定としては waqf（寄進）の土地への地役権等いくつかあるが、イスラム法は商人間のビジネス法として発展してきた面があり、ビジネスの実際に不都合となるような規定はあまりないと思われる。民法上のシャリーア法を一般法源とする規定は以下の規定である。

第1条(2)

「該当する立法規定、慣習がない場合に、本民法の規定に沿うシャリーア法が学派の如何に問わず、衡平の考え方に先立つ、裁判所の判断基準となる」

1969年のバース党による無血クーデター成功により、革命指導評議会副議長として政権の実権を担ったフセイン体制（1979年から大統領兼首相となった）下の1977年、法システムの改革に関する法律第35号により、社会主義的要素を加えた民法改正案（計画経済、公有制、弱者保護）が計画されたが、改正には至らなかった。

民法典は、総則編（第1条～第72条）、債権総論編（第73条～第505条）、契約各論編（第506条～第1047条）、物権編（第1048条～第1284条）、担保物権編（第1285条～第1380条）、最終条（第1381条～第1383条）から構成されている。

②民法典の総則編の内容

総則編（第1条～第72条 preliminary part）には、国際私法に関する規定（第14条～第33条）がある。契約の準拠法は、当事者間で別の準拠法に合意しない限り契約地の法による。不動産に関する契約の準拠法は、不動産の存在している地の法律による。契約によらない債務（不法行為、不当利得、事務管理）は、そのような債務の発生地の法律が適用される。しかし、「不法行為の発生地の法律で違法であってもイラクで合法な場合、発生地の法律は適用されない。」との規定がある（第27条(2)）。これは、イラクからの輸出品で起こった外国での製造物責任に基づく外国判決によるイラクでの強制執行を、イラクの裁判所がイラク法で認める製造物責任の範囲でしか認めないことを意味しているため、問題となる規定であろう。イラクの国際私法に関する民法の規定がイラクの公序良俗に反する場合は、適用されない。

③民法典の債権総論編・契約各論編の内容

債権総論編（第73条～第505条 Book 1 obligation in general）は、債権総則、契約総論、不当利得、不法行為に関する規定が含まれている。日本では債権総論で議論される保証は、イラクでは典型契約として契約各論の中で規定されている。

契約は、法律の規定ないし当事者の合意がない限り当事者を拘束するが、例外的かつ予測不可能な事態が起き、契約義務を果たすことが債務者に不可能ではないが格別の損失をもたらす場合、裁判所は当事者間の利益のバランスを考慮して、有償負担を合理的な水準に減らすか、契約を無効にすることができる（第146条）。この規定は、事情変更の原則の考えを取り入れていると言える規定であるので、留意すべきである。契約条項で解釈が不明な場合は、債務者の利益になるように解釈される（第166条）。約款による保護規定もある。約款は、約款作成者側とその内容につき争いが生じた時は、裁判所が当事者の衡平を考慮して義務内容を変更するか免除することができる。約款の解釈で不明な場合、約款作成者側が債権者であっても、約款作成者側の利益に解釈されてはならない（第167条）。履行不能については、履行義務者が自らの制御の範囲を超えていることを証明しない限り、履行遅滞と同様履行不能による損害賠償を支払う（第168条）。契約内容通り契約は信義誠実の原則により遂行されねばならず、契約記載内容のみならず、債務の性質が法律、慣習、衡平に沿うものであるかにより当事者を拘束するかが決まる（第149条）。成人は満18歳である（第106条）。損害賠償の予約契約は認

められるが、予約見積額が過大であったり、債務者が当初の義務は果たしているのに起こってしまった損害についての賠償では、損害賠償額は減額され得る（第 170 条）。損害額が損害賠償の予約額より大きい場合でも、債務者に欺罔・重大な過失がない限りは損害賠償の予約額を超えた請求はできない（第 170 条）。

不法行為の時効は、被害者が知った時から 3 年、行為の時から 15 年である（第 232 条）。使用者の無過失責任の規定がある（第 219 条）。運転に格別の注意が必要な機械による損害では、機械の所有者が格別の予防措置を採っていない限り、損害賠償の責任を負う（第 231 条）。

工作物の無過失責任の規定はなく、以下の 2 点が規定されている。

第 229 条

「建物の崩落につき欠陥がありかつ建物の所有者が警告を受けていた際には、損害賠償責任を負う、警告を無視した場合裁判所が建物所有者に事故予防措置を命じられる」

第 230 条

「居住者が建物からの落下物により生じた損害に責任を負う」

契約各論編（第 506 条～第 1047 条 Book 2 nominate contracts）で規定する典型契約は、所有に関する契約、物の使用に関する契約、サービス利用に関する契約、保証に分類されており、全部で 15 種類の典型契約が規定されている。所有に関する契約は、売買、贈与、消費貸借と年金、和解の 5 典型契約が規定されている。売買では、取引の安定を意識した規定が細かく規定されている。イスラム法が商人間の取引の安定を意識しているゆえだろう。所有権留保付の売買も可能であるし（第 534 条）、売買対象物の所有権・品質につき、半年の保証を求め得る（第 568 条）。売買対象物の種類と量の違いによる契約の取消しは、その違いが 5% を超えた場合で、かつ引渡しより 3 ヶ月以内でのみ認められる（第 546 条）。売買では、給付義務のみならず、給付ができるように準備しておく義務が売主の付随義務として規定されている（第 535 条）。これは、契約の信義誠実の原則（第 149 条）を売買契約で具体化した規定である。契約締結上の過失も、売り主側の過失の場合、付随義務違反として追求される場合があり得るだろう。なお、イラクは WTO には未加盟だが、国連国際動産売買に関する条約の批准国である。

物の使用に関する契約は、賃貸借、使用貸借の 2 種類の典型契約が規定されている。サービスの利用に関する契約には、製造契約、公共ユティリティ利権契約、委任、寄託の 4 種類の典型契約が規定されている。偶然による契約として、射幸、終身年金、保険の 3 典型契約が規定されている。保険は日本では商法で規定されているが、イラクでは民法で規定されている。1983 年会社法ができるまでは、会社も所有に関する典型契約の一つだったことから、民商法一体の民法典という考えだったのであろう。しかし、民商法一体なら通常あり得る輸送に関する契約は、典型契約として規定されていない。

関係的契約による保護、消費者保護、環境保護による挙証責任の転換のような最近の各国民法にみられる新规定は、イラク民法典には約款・売買における付随義務といった規定以外見られない。

④民法典の物権編・担保物権編の内容

物権編（第1048条～第1284条 Book 3 primary rights in rem）では、所有権と所有権に派生する権利（処分権、永小作権、居住権、地上権、地役権）が規定されている。地上権には登記が必要で50年が限度となる。地役権は日本では登記が必要だがイラクでは合意契約書があれば登記は不要である。地役権の時効は15年だが便益を受ける土地が宗教上寄進された土地の場合36年と長い。また日本では用水地役権のような便益を与える土地（承役地）に積極的な義務を課す地役権が一般的だが、イラクでは、承役地に、一定の高さや広さ以上の建物を建設しないという消極的な義務を課す地役権が法定されている（第1274条）。承役地で不動産開発事業をする場合があり得るので、承役地の所有者からの地役権の確認が必要となる。

担保物権編（第1285条～第1380条 Book 4 securities in rem）では、抵当権、占有による担保物権、先取特権が規定されている。質権一般についての規定は民法にない。占有による担保物権の一種とみなされているのだろう。抵当権は、日本と同様、所有権は抵当権設定者に属し、後順位抵当権の設定が認められている（第1285条、第1287条）。抵当権の設定は、証人を立てて契約を締結し、抵当権設定者の費用負担で土地登記所に登記する（第1287条）。抵当権者は誰でも良いが、法人が抵当権者の場合、裁判所が法人の不動産所有を認めない限り、競売において競落できないという規定がある（第1288条）。将来債権・偶発債務が抵当権設定契約で特定されているか上限が設定されていれば、信用を開設するためや当座預金口座を開くことも含めて、将来債権・偶発債務の担保のために抵当権の設定ができる（第1293条。いわゆる根抵当権）という規定には留意すべきである。

占有による担保物権は、契約を締結し担保物を第三者の占有管理に委ねることで生ずるが、合意があれば担保権者が占有管理しても良い（第1323条）。担保物は不動産、動産、債権のいずれでも良いが、不動産の場合、登記が必要となる（第1324条）。集合物動産への譲渡担保と同等のことがイラクでもできることを意味する。担保権者は担保物処分に際し所有者となると規定されるが（第1325条）、抵当権設定者は担保物の処分権を持つので（第1336条）、譲渡担保ではない。占有管理者が了解すれば、後順位担保権も認められる（第1331条）。手形債権は、質権設定による占有により、占有による担保物権の対象となる（第1354条）。先取特権には、3種類あり、国税・国への支払債務が最優先され（第1370条）、担保物の維持管理費用が続き、半年の労働債権・賃金債権・衣食菓を受け取る債権・扶助養育費は、第3番目の順位の先取特権となる（第1372条）。種子・肥料・農薬・耕作に関する費用債権は、収穫物への先取特権となる（第1373条）。建設費、農地の借地料債権3年分は、建物付属の動産、収穫物に対する先取特権となる（第1374条）。動産売買先取特権も規定されている（第1376条）。不動産の売主・建設者・設計者の持つ債権については、不動産への先取特権は登記が必要となる（第1378条）。

(6) 政府契約施行規則 (Regulation for Implementing government Contracts (2008))

【ポイント】 契約施行規則の重要なポイント

- ・ 政府及び公共部門が締結する政府契約を実施するための一般的な原則を、公開入札、商品及びサービスの提供、イラク国内外の当事者間のコンサルタント契約の分野で規定している。戦後復興需要に即して制定されたもので、対応する日本の規定はない。
- ・ 政府契約の範囲には、中央政府・地方政府の行う国内外企業との調達契約と、国際機関と地区の機関（地方政府の下で公共部門を担う独立機関）が行う国内調達契約が含まれる（第 2 条）。
- ・ 入札対象政府契約では、入札公示、事業の計画省承認、予算の財政的裏付け、契約金額の 20% の範囲での契約当事者による変更（限定入札では 30%以上で再入札）が条件となる。
- ・ 入札には 5 種類ある。一般入札（5 千万イラクディナール以上の場合、契約金額の 1%の入札ボンドが必要（第 16 条））、限定入札（資格入札と価格入札の 2 段階がある、価格入札者は 6 社以上、入札ボンドが必要）、直接入札案内（コンサルタント契約で可能）、単独入札案内（単独者にのみ入札を行う理由があって、その理由を閣僚評議会の事務局における中央契約委員会に対し通知済のもの）、購買委員会による購買（5 千万イラクディナール未満の少額な場合（第 4 条））。
- ・ 入札ボンドは契約金額の 1%でイラク中銀が公認した銀行より、履行ボンドは契約金額の 5%で国内銀行より出す（第 16 条）。
- ・ 開札・受注契約の適切性は、開札委員会の設置、入札ボンドが必要な入札では入札評価委員会での評価と入札評価委員会の推薦、契約当事者にモデル契約がある場合はその内容による契約、履行保証状による（第 6 条）。
- ・ 契約締結前の紛争については、該当中央委員会への不服申立ないし計画省の決定により設置される政府調達行政裁判所へ訴える（第 10 条）。契約締結後の紛争については、調停、仲裁、裁判、外国仲裁による（第 11 条）。

①趣旨と構成

政府契約施行規則は、2008 年第 1 号として公布された、連合暫定施政当局（CPA）2008 年命令第 87 号の第 14 節第 1 項に従って政府が制定した政令で、全 26 条で構成されている。

本規則は、政府及び公共部門が締結する政府契約を実施するための一般的な原則を、公開入札、商品及びサービスの提供、イラク国内外の当事者間のコンサルタント契約の分野で規定している。政府契約の入札の実施方法、開札を行う機関、行政裁判所への決定の不服申立を行う方法を規定して、入札における透明性、予測可能性及び公平性を確保しようとしている。

②重要な規定内容

政府契約の範囲では、中央政府・地方政府の行う国内外企業との調達契約のみならず、国際機関と地区の機関（地方政府の下で公共部門を担う独立機関）が行う国内調達契約も含む（第 2 条）。入札の対象となる政府契約は、入札は公示されること、事業が計画省の承認を得てい

ること、財政的裏付けが予算面からあること、契約金額の 20%の範囲で契約当事者の変更を認めていること（限定入札の場合 30%以上で再入札）が条件となる。

入札の実施方法には次の 5 種類がある。一般入札（5 千万イラクディナール以上の場合、契約金額の 1%の入札ボンドが必要（第 16 条））、限定入札（資格入札と価格入札の 2 段階がある、価格入札者は 6 社以上、入札ボンドが必要）、直接入札案内（コンサルタント契約で可能）、単独入札案内（単独者にのみ入札を行う理由があつて、その理由を閣僚評議会の事務局における中央契約委員会に対し通知済のもの）、購買委員会による購買（5 千万イラクディナール未満の少額な場合（第 4 条））。

開札・受注契約の適切性は、開札委員会が必ず設置されること、入札ボンドが必要な入札では入札評価委員会に評価を依頼すること、入札評価委員会の推薦により、契約当事者にモデル契約がある場合はその内容により契約をする。外国企業による前払いが必要な調達の場合は外国企業に履行保証状（入札保証は契約金額の 1%はイラク中銀が公認した銀行より、履行保証は契約金額の 5%で国内銀行より（第 16 条））を出させる第 6 条）。

契約締結前の紛争については、中央委員会（各省、又は省が関連しないその他の機関（県を含む）内において、異議や契約上の苦情を調査するために設置される）への不服申立は認められるし、計画省の決定により設置される政府調達行政裁判所への訴えの道もある（第 10 条）。契約締結後の紛争については、調停、仲裁、裁判、外国仲裁による解決の道がある（第 11 条）。

契約における期限より前に完成したことによる bonus は、予定期間より 25%の範囲で早く完成した場合に決められる。遅延 penalty は契約金額の 10%の範囲で決められる（第 16 条）。契約当事者が自身で又は他の当事者を通じて契約者の義務の実施を引き継ぐ場合に採用される管理費用割合は、関連義務の実際費用の 20%以内で決める（第 16 条）。

国内調達を優先させたい規定として、「可能な場合、本規則における規定の例外として、産業鉱物省の法人に、他省庁の生産事業において機材及び内部資材の製造を委託することが許容される。」という規定がある（第 23 条）。計画省内における政府公共契約局が本法令の主務官庁となる（第 22 条）。

(7) 競争法 (Competition Law)

【ポイント】 競争法の重要なポイント

- ・イラク競争法は、WTO加盟のために最低限の内容のみ規定したものである。
- ・競争法の執行機関は、競争評議会とその事務局を務める競争委員会である。
- ・カルテル規制、独占規制、不公正取引規制につき最低限の規制規定がある。
- ・適用除外行為は、産業鉱物省と商業省が、特殊事情、緊急性、期間を考慮して設定する（第3条第2項）。個々のカルテルの適用除外は、競争法執行機関が事前登録によって決定する。
- ・商品の不正表示や不正広告は、消費者保護法がカバーする。
- ・日本等、多くの国のカルテル規制で普通に見られる「価格カルテルは当然違法」という規定がイラクにはない。
- ・独占規制では、複数の企業が合併ないし企業結合行為により、物ないしサービスの生産ないし売上が市場シェアの50%以上を支配することは禁止（第9条）される。合併の事前届出の可否についての規定はない。
- ・不公正取引規制では以下の8行為類型を禁止している。
取引拒絶（第10条第8項）、抱き合せ販売（第10条第10項）、ダンピング販売（第11条第1項）、対価差別と取引条件の差別的取扱い（第10条第6項）、排他条件付取引（第10条第7項）、不当な高値購入（第10条第9項）、小売段階での販売価格や条件の不当な強制（第10条第11項）。
- ・日本等、多くの国の不公正取引規制にある「優越的地位の濫用行為は違法」との規定はイラクにはない。
- ・競争評議会は法人格を持ち、内閣の権限から行政上・予算上独立している。
- ・競争法違反者は、1年以上3年以下の禁固刑又は100万～300万イラクディナール（8～24万円）の罰金が科されるが、リニエンスー制度がある。

①法律の性格と特徴

イラク競争法は、2010年に競争及び独占防止に関する法律として、全5章16条からなる法律として制定されている。本法の内容は競争法として最低限の内容のみ規定したもので、イラクがWTOに加盟するために制定されたものである。

このようなWTO加盟のために競争法を制定した例としては、ベトナムがある。ベトナム競争法は全6章123条からなっており、イラク競争法の規定内容より数段充実しているが、執行機関である商工省傘下の競争庁及び競争評議会が機能せず、競争法による規制による影響が現実のビジネス活動に与える影響はあまりないという状況である。

イラク競争法は条文数もかなり少なく、執行機関たる競争評議会とその事務局を務める競争委員会についての規定も簡素過ぎて、ベトナム競争法以上に機能していない法律だと思われる。そのためもあってか、競争法の立法趣旨を法律末尾に加えるという特殊な規定の仕方により、競争法への国民・企業の理解を高めようとしている。

②競争法の構成

第1章 定義、目的と範囲（第1条～第3条）、第2章 競争及び独占の防止に関する評議会（第4条～第8条）、第3章 禁止事項（第9条～第12条）、第4章 罰則（第13条）、第5章 最終条項（第14条～第16条）からなる。

競争法での規制規定は、普通、カルテル規制、独占規制、不公正取引規制からなっている。イラク競争法もこれら最低限の規制規定がある。

適用除外行為は、内閣が授権によって、産業鉱物省と商業省が、特殊事情、緊急性、期間を考慮して設定した物・サービスの価格設定であるとしている（第3条第2項）。適用除外項目が産業鉱物省と商業省の裁量により広範囲に、場合により市場競争が歪む形であったとしても設定できる規定の仕方になっている。国有企業の供給する特定の財・サービス価格等の適用除外が考えられる。個々のカルテルの適用除外は、競争法執行機関が事前登録によって決定する。

競争法関連法として消費者保護法がある。商品の不正表示や不正広告については、消費者保護法がカバーする。

③独占規制

独占規制では、複数の企業が合併ないし企業結合行為により、物ないしサービスの生産ないし売上が市場シェアの50%以上を支配することが禁止される（第9条）。合併と同等に違反と見られる企業結合行為の種類が不明である。買収による株式保有や役員兼任が考えられる。また、合併の事前届出の可否についての規定もない。

④カルテル規制

カルテル規制にあたる合意行為の類型は、第10条第1項～第5項に規定されている。価格カルテル（第1項）、数量カルテル（第2項）、市場分割（第3項）、共同の取引拒絶（第4項）、入札談合ないし談合にはあたらないが、不公正な競争を起こすことを当事者が知って行う行為（情報交換）（第5項）である。「価格カルテルは当然違法」という規定は、イラクにはない。

競争法執行機関である競争及び独占の防止に関する評議会（以下「評議会」という）又は評議会外が授権した組織にカルテル合意を事前に登録することで、公共の利益になるか価格低下に繋がるとして、カルテル規制の適用除外を認める制度がある（第12条）。価格カルテル、数量カルテル、情報交換を含むと規定しているので、価格カルテルはいかなる理由があつたとしても違法との考えはイラクにはない。中小企業カルテルや不況カルテル以外の特定カルテルも、公共の利益という裁量の範囲が大きい概念により適用除外されることが考えられる。

事前登録から30日以内に、登録された個々のカルテルの適用除外の可否を決定する。可否決定以前でも、評議会の暫定承認を得ればカルテル行為は可能となる。カルテル行為の可否、罰則の適用につき評議会の判断に対し争いがある場合は、評議会の意見を添えて裁判所の判断を仰ぐ。評議会は意見の内容について関係する会社と協議し、書面による保証書が取れるとの規定がある（第12条第8項）。この保証内容は、内部通報企業への罰則免除、いわゆるリニエーションに関するものが多いと思われる。カルテルの発見は内部通報によることが多い。内部通報したカルテル参加企業が内部通報をしたことで罰金や刑罰を免れるリニエーション制度者が、日本も含め幅広く諸国で採用されている。イラク競争法第13条第3項は、内部通報者は、評議会議長の判断により報償を受けると規定する。その報償として評議会から得た罰則免除が裁判所

の判断によって覆されると内部通報企業は困るため、保証書にサインするのだと思われる。評議会は、保証書を取ることで評議会での陳述内容と異なる証言を裁判所でなされる可能性がなくなるメリットがある。

⑤不公正取引規制

不公正取引規制で禁止される行為類型は以下のとおりである。

- ・取引拒絶（第10条第8項）
- ・抱き合せ販売（第10条第10項）
- ・ダンピング販売（第11条第1項）
- ・対価差別と取引条件の差別的取扱い（第10条第6項）
- ・競争者との取引をさせない排他時要件付取引（第10条第7項）
- ・不当な高値購入（第10条第9項）
- ・小売段階での販売価格や条件の不当な強制（第10条第11項）

再販売価格維持行為は、小売段階での販売価格の強制行為として違法となるだろう。他国に多くある「優越的地位の濫用行為が違反」との規定は、イラクにはない。

⑥競争法執行機関

評議会は法人格を持ち、内閣の権限から行政上・予算上独立している（第4条第1項）。

評議会議長の職は、市場競争と独占禁止そして法執行に関する大卒専門家が常勤で勤務し、評議会を主催する。評議会議長職は大臣官房副長官の地位に相当する。

評議員は、関係省庁を代表する局長3名、標準化・品質管理中央庁と開発協力・経済企画省の両省庁を代表する専門学位を有する者1名、関連団体からの代表者5名である。関係団体の中に消費者保護委員会と会計士監査人協会があるのは、競争法が消費者保護に寄与するものであり、その違法性を判断するには企業会計の知識が必要だからである。消費者保護委員会は、消費者保護法により設立された、評議会同様法人格を持つ内閣から独立した機関である。標準化・品質管理中央庁と開発協力・経済企画省の両省庁を代表する専門学位を有する者が評議員に加わっているのも、品質表示が消費者保護法の対象であり、競争法に関連する分野だからである。

評議会議長は、経験と能力のある個人を団体代表者の一人として加えられる（第4条第2項）。員数は法文上にはないが、規定の趣旨は上述のものだから、評議会は議長を加えて10名で構成されることになるだろう。

評議会は、競争法に関する啓蒙活動・立法作業・違反行為の摘発・指導・国際協力・内閣への年次報告まで広範囲の業務を行う。評議会内に競争委員会を設置し、その職員は競争法違反調査のために会社に立ち入る権利を持ち、30日を限度として証拠物を保管・複写できる（第8条第1項）。

⑦罰則

競争法に違反した者は、1年以上3年以下の禁固刑又は100万～300万イラクディナール（8～24万円）の罰金が科されるが、リニエンシー制度がある。被害者は、必要があれば別途裁判所に損害賠償請求ができる。被害者の損害賠償請求を消費者が幅広く使うことが認められると、米国のようなクラスアクションが蔓延する訴訟社会になる可能性があり、競争法違反の罰金は低額でも民事賠償金額が過大になり、事業に影響を与えることになる。その意味では、競争法違反によるブランド失墜以上に企業経営に問題をもたらす可能性があるため、CSRと企業コンプライアンスの一環として、イラク競争法を理解しておく必要がある。

評議会決定に対しては裁判所で争うことができるが、その管轄裁判所について、第15条は、最高裁判所所轄の競争裁判所という一般裁判所に替わる専門裁判所になることを最高裁判所に検討させていることが注目される。

(8) 消費者保護法 (Consumer Protection Law)

【ポイント】 消費者保護法の重要なポイント

- 日本の消費者保護法は以下の法体系を指す。
 - (a) 消費者が事業者と締結する契約に関する法令（割賦販売法、利息制限法、消費者契約法、特定商取引法）、(b) 消費者が利用する商品の表示や安全、品質確保に関する法令（製造物責任法、不当景品類及び不当表示防止法、住宅品質確保促進法、食品衛生法、JAS 法、家庭用品品質表示法）。
- イラクの消費者保護法は、上記(b)から製造物責任法を取ったものを対象範囲とし、消費者保護評議会が一元的に管理することを最小限の規定で述べている。
- 消費者は、商品・サービスの表示、品質安全につき情報にアクセスでき、アクセス欠如があった場合、商品・サービスの一部又は全部を返還でき、かつ裁判所に損害賠償請求ができる（第6条）。
- 供給者の禁止行為として以下がある。
 - (i) 欺罔的な不正運用と商品・サービスの認証基準に対する重大な事実の虚偽・隠ぺい、(ii) 消費者保護調査委員会ないし公的機関の代理人に対する調査妨害、(iii) 商品に内容、必要な場合の警告、使用期限の不表示、(iv) 使用期限の隠ぺい・改ざん、(v) 商品再包装による誤誘導
- 告発者への報奨金制度がある。

①法律の性格と特徴

イラク消費者保護法は、2010年に全7章18条からなる法律として制定されている。日本で消費者保護法と言え、特定の法律名を指さずに、(a) 消費者が事業者と締結する契約に関する法令と、(b) 消費者が利用する商品の表示や安全、品質確保に関する法令をまとめていう際に使われる用語である。(a)には割賦販売法、利息制限法、消費者契約法、特定商取引法があるだろう。(b)には、製造物責任法、不当景品類及び不当表示防止法、住宅品質確保促進法、食品衛生法、JAS 法、家庭用品品質表示法があるだろう。これに対し、イラクの消費者保護法は、(b)から製造物責任法を取ったものを対象範囲とし、消費者保護評議会が一元的に管理することを最小限の規定で述べたものと言える。日本で公正取引委員会が競争法の一環として不当景品類及び不当表示防止法事件を扱っていた時代が2009年までであった。イラク消費者保護法は、不当景品類及び不当表示防止法への違反防止を消費者保護評議会が担当すると述べた法律だと考えると判りやすい。イラクがWTOに加盟するために不当表示規制も含めた競争法の立法が必要だとして、競争法の立法と同時に別個の法律として消費者保護法が立法されたのだろう。

②消費者保護法の構成

第1章 定義、目的と範囲（第1条～第3条）、第2章 消費者保護評議会（第4条～第5条）、第3章 消費者の権利（第6条）、第4章 供給者と広告者の義務（第7条～第8条）、第5章 禁止事項（第9条）、第6章 罰則（第10条）、第7章 一般規定（第11条～第18条）からなる。

本法律の立法趣旨は、競争法同様、法律末尾に置かれている「理由」に書かれている。

「本法律は、消費者を保護し、製造業者と商品・サービスの消費者との間に正義と平等が働くように、各当事者の健全性と安全な経済行為を維持し、産業上の梱包過程での虚偽や意図的操作がデータや仕様を含め、減少するために制定される」

③消費者の権利

消費者は、自らが消費する商品・サービスの表示、品質安全についての情報にアクセスできる（第6条第1項）。アクセス欠如があった場合、商品・サービスの一部又は全部を返還でき、かつ裁判所に損害賠償請求ができる（第6条第2項）。

④供給者と広告者の義務（第7条）

供給者と広告者は以下の義務を負う。この義務は商品・サービスの保証期間の全てに及ぶ（第8条）。

- ・商品の販売・広告にあたり、商品の情報、仕様、使用期限、原産国を表示する（第7条第1項）。
- ・商品・サービスの仕様・品質は標準化・品質管理中央庁認めるものにより、仕様・品質に沿わない商品・サービスの広告は禁止である（第7条第2,5項）。
- ・所轄官庁へのその名義・住所・事業内容の登録（第7条第3項）。
- ・違反容疑に対し返答し立入検査を認める義務（第7条第7,8項）。

供給者ないし広告者による本第7条、第8条の義務違反は、3ヵ月以下の懲役もしくは100万イラクディナール（8万円）以下の罰金ないし併科である（第10条第2項）。本法を実質的に機能させ違反防止を促進するために、情報提供者への報奨金制度がある。その水準は8千円以上8万円以下である。

⑤供給者に対する禁止事項（第9条）

供給者は以下をしてはならない。

- ・欺罔的な不正運用と商品・サービスの認証基準に対する重大な事実の虚偽・隠ぺい（第9条第1項）。
- ・消費者保護調査委員会ないし公的機関の代理人に対しその調査を妨害すること（第2項）。
- ・商品に内容、必要な場合の警告、使用期限が表示されていないこと（第3項）。
- ・使用期限の隠ぺい・改ざん（4項）。
- ・商品再包装による誤誘導（第5項）。

本条違反行為は、3ヵ月以上の懲役もしくは100万イラクディナール（8万円）以上の罰金ないし併科である（第10条第1項）。最高限ではなく最低限の懲役・罰金を規定するのは予防効果を考へてのことだろうが、異例である。本法を実質的に機能させ違反防止を促進するために、本条違反行為の情報を提供した者には報奨金が8千円以上8万円以下の範囲で与えられる。

⑥消費者保護評議会

消費者保護評議会は法人格を持ち、内閣の権限から行政上・予算上独立している（第4条第1項）。評議会議長の職は、消費者保護に関する大卒専門家が常勤で勤務し、評議会を主催する。評議会議長職は大臣官房副長官の地位に相当する。

評議員は、関係省庁を代表する局長5名、標準化・品質管理中央庁、環境省、税関、観光庁を代表する専門学位を有する者4名、関連団体からの代表者3名、消費者保護団体代表1名、そして民間企業の代表者3名からなる。

評議会は、地方にも支所を置き、消費者保護に関する啓蒙活動・立法作業・違反行為への警告の業務を行う。評議会内に検査委員会が設置され、その職員は消費者保護法違反検査のために会社に立ち入る権利を持つ。委員会は、瑕疵ある商品を所轄官庁に報告し安全性を確保する一方で、消費者保護評議会に違反行為を通知する（第5条第B項）。検査委員会からの通知受領後7日以内に、評議会は警告書を送付することになる（第5条第A項第4号）。

外資系企業、外国企業のイラクビジネスにとって、本法の存在は、不正表示の商品や劣悪な品質の商品を市場から排除できる点で有利に働くだろう。特に、供給者と広告者の義務の中で品質判断はイラクの使用によるか国際水準によるとの規定（第7条第2項）があることは重要である。特定の産業での品質基準が不明なことが多いことも予想され、国際水準によらず現地水準が要求される商品とサービスが何なのかを調べるが必要になるだろうと思われる。

(9) 商品保護法

【ポイント】 商品保護法の重要なポイント

- ・ダンピング輸出、補助金輸出、極端な輸入増加等、輸入品によってイラク国内品及びイラクの生産者が損害を被らないようにするため、不当な貿易に対する対抗措置として、アンチダンピング課税の賦課、相殺関税の賦課ないし輸入制限措置ができることを決めた法律である。
- ・WTO 未加盟国イラクが、WTO で認められるダンピング課税方法を参考に独自に決めた法令である。
- ・国内品に悪い影響を与える貿易に関する行為を特定するのは、産業鉱物大臣である（第 4 条）。
- ・輸入増加による悪影響調査は、開始より 6 ヶ月以内に終了する。延期は 8 ヶ月を上限とする（第 7 条(3)）。
- ・ダンピングないし補助金についての調査は開始より 1 年を限度とするが、18 ヶ月まで延長できる。有害な行為を中止するとの保証が国家ないしは援助国から得られた場合、産業鉱物大臣は、産業鉱物発展管理局の勧告によりアンチダンピング税ないし相殺関税を課すことなしに、いつでも調査を中止できる（第 8 条）。
- ・産業鉱物大臣は、ダンピングないし補助金に対し、緊急措置として生産者ないし援助国政府にダンピング相当分の保証を課す（第 12 条）。内閣は、本緊急措置が申請者以外の国内生産者・国内消費者・公共の利益に反すると判明した場合、緊急措置の停止を命じる（第 13 条）。
- ・内閣は、緊急措置として輸入量の割当額を最終決定し、当該輸入品への適用関税税率を決め、大臣の指示による緊急措置を決定し、国内生産者保護のための輸入品に対抗する措置を公共の利益とイラクが締結している国際条約上の義務に抵触しない範囲で行う（第 14 条）。
- ・大臣の決定する対抗措置には、アンチダンピング課税、相殺関税、輸入制限（輸入増加の禁止ないし輸入の国内生産に比例する輸入）がある（第 18 条）。

①構成と特色

商品保護法は、2010 年法律第 11 号で立法された全 7 章 22 条からなる法律である。本法はダンピング輸出、補助金輸出、極端な輸入増加等、輸入品によってイラク国内品及びイラクの生産者が損害を被らないようにするため、不当な貿易に対する対抗措置として、アンチダンピング課税の賦課、相殺関税の賦課ないし輸入制限措置ができることを決めた法律である。法律の目的を規定する第 2 条は「国際貿易においてなされた有害な措置によって起きる損害からイラク品を保護し、イラクの産業を国内外の市場で競争力を持てるようにするための環境を整備する法律である」と規定する。WTO 未加盟国イラクが、WTO で認められるダンピング課税方法を参考に独自に決めた法令である。

各章の構成としては、第一章 定義（第 1 条）、第二章 目的と手段（第 2 条～第 3 条）、第三章 調査の開始（第 4 条～第 9 条）、第四章 調査終了後の措置（第 10 条～第 11 条）、第五章 緊急措置（第 12 条～第 17 条）、第六章 対抗措置（第 18 条）、第七章 終章（第 19 条～第 22 条）からなる。

②重要な規定

国内品に悪い影響を与える貿易に関する行為を特定するのは産業鉱物大臣である(第4条)。産業鉱物発展管理局は、書面による被害申請登録から15日以内に申請を受理するか受理しないかを決定し、被害申請登録から30日以内に措置勧告を大臣に対して行う(第4条(3)、(4))。農産物を保護するために外国品による悪い影響を与える貿易行為を特定するのは農業大臣であり、措置勧告は被害申請登録から20日以内に行う(第4条(3))。受理拒否に対しては、法律による不服申立が30日以内に行うことができる(第4条(6))。調査開始の大臣決定は、産業鉱物発展管理局より公告される。被害申請登録手続きがなくても、産業鉱物発展管理局は、有害な行為と被害の証拠があれば、産業鉱物大臣が調査することを認めなければならない(第5条)。

産業鉱物発展管理局は、予備調査により調査対象期間を決定する(第7条(1))。輸入増加による悪い影響の調査は開始より6ヵ月以内に終了する。延期は認められるが8ヵ月を上限とする(第7条(3))。ダンピングないし補助金についての調査は開始より1年を限度とするが、18ヵ月まで延長できる。有害な行為を中止するとの保証が国家ないしは援助国から得られた場合、産業鉱物大臣は、産業鉱物発展管理局の勧告により、アンチダンピング税ないし相殺関税を課すことなしに、いつでも調査を中止できる(第8条)。産業鉱物大臣は、産業鉱物発展管理局の勧告により、証拠不十分等の理由があれば調査を対抗措置なしに終了させられ、事前になされた保証措置は終了する(第9条)。措置は大臣決定後10日以内に内閣に報告され30日以内に登録される(第11条)。

産業鉱物大臣は、ダンピングないし補助金に対し緊急措置として、生産者ないし援助国政府にダンピング相当分の保証を課す(第12条)。内閣は、本緊急措置が申請者以外の国内生産者・国内消費者・公共の利益に反すると判明した場合、緊急措置の停止を命じる(第13条)。内閣は、緊急措置としての輸入量の割当額を最終決定し、問題となっている輸入品に適用する関税率を決め、大臣の指示による緊急措置を決定し、国内生産者保護のための輸入品に対抗する措置を公共の利益とイラクが締結している国際条約上の義務に抵触しない範囲で行う(第14条)。内閣は、緊急措置が指定された金額を超えてはならないことを考慮に入れて、アンチダンピング、相殺関税の総額を超えた関税が事前に徴収された場合は還付されるように計らう(第15条)。大臣決定により申請が拒否された場合、同じ事実と同じ理由による申請は6ヵ月以内にはできない(第17条)。

大臣の決定する対抗措置には、アンチダンピング課税、相殺関税、輸入制限(輸入増加の禁止ないし輸入の国内生産に比例する輸入)がある(第18条)。

(10) 関税法 (Customs law (1984))

【ポイント】 関税法の重要なポイント

- ・イラク関税法は、アラブ経済共同体委員会 (The Council of Arab Economic Unity : CAEU) の通関委員会が採択したアラブ諸国における関税法の統一草案のような、アラブ地域における経済共同体を目指した通関の協力と統一の動きを踏まえている。
- ・通関業務は、財務大臣の下に関税局長の管轄である。
- ・輸入関税には優遇関税率と最高関税率があるが、最高関税率は 35%以上で、他の国の通常関税率の 2 倍以内で法定される (第 11 条、第 12 条)。
- ・輸出国で輸出補助金を得ているかダンピング輸出されていた場合、財務大臣の提案に基づく相殺関税 (法文上は追加補償関税とある) が課される (第 13 条)。
- ・関税決定への異議は、関税異議委員会になす (第 74 条)。
- ・財務大臣決定による銀行保証・現金支払により、関税支払前に物を引き取ることができる (第 82 条)。
- ・関税賦課の保留には、関税支払保証が現金、銀行保証ないし供託が必要となる (第 83 条)。関税賦課の保留は、トランジット貨物、保税倉庫での保管 (3 ヶ月の範囲で民間所有の倉庫を保税倉庫にでき、民間所有の店舗での 1 年以内 (1 年延長可) の保管も保税扱いが許される)、ないし自由貿易地域 (free zone) でなされる。
- ・日本では、保税工場で外国貨物と内国貨物とを混じて使用した製品は、貨物数量比で外国貨物とみなすが (日本関税法第 59 条)、イラクでは、財務大臣の決めた加工度の規則により原産地が決まる (第 133 条、第 32 条)。
- ・イラクは、関税違反についての処罰が厳しい国として有名である。関税訴訟で決定された金額が支払義務者の動産不動産でもって回収され得ない場合、2 年以内の禁固に処すことができる (第 257 条)。
- ・虚偽の輸入税関申告には、2 倍から 5 倍の重加算税が課される (第 197 条)。
- ・虚偽の輸出税関申告には、1 倍から 2 倍の重加算税が課される (第 198 条)。

①法律の趣旨と構成

イラク関税法は、1984 年法律第 23 号として立法され、全 18 部 271 条より構成されている。アラブ経済共同体委員会 (CAEU、1957 年設立、イラクの他、18 ヶ国が加盟している) の通関委員会が採択したアラブ諸国における関税法の統一草案のような、アラブ地域における経済共同体を目指した通関の協力と統一の動きを踏まえたものとして立法されたと制定趣旨にある。汎アラブ自由経済地域 (The Greater Arab Free Trade Area : GAFTA、イラクを含むアラブ連盟 18 ヶ国が参加している) は 1997 年に設立されている。

本法は、第一部 定義 (第 1 条～第 3 条)、第二部 通関業務の範囲 (第 4 条～第 7 条)、第三部 関税の適用原則 (第 8 条～第 21 条)、第四部 制限と禁止 (第 22 条～第 30 条)、第五部 物の要素による区分 (第 31 条～第 35 条)、第六部 輸出入 (第 38 条～第 53 条)、第七部 通関手続き (第 54 条～第 82 条)、第八部 関税賦課を保留する条件 (第 83 条～第 152 条)、第九部 国内輸送 (第 153 条～第 154 条)、第十部 適用除外 (第 155 条～第 168 条)、第十一部 手

数料（第 169 条～第 171 条）、第十二部 通関の終了（第 172 条～第 175 条）、第十三部 通関職員の権限と義務（第 176 条～第 179 条）、第十四部 密輸品と密輸の探査（第 180 条～第 187 条）、第十五部 通関違反（第 188 条～第 228 条）、第十六部 通関当局による措置（第 229 条～第 261 条）、第十七部 物の販売と報酬の供与（第 262 条～第 266 条）、終部（第 267 条～第 271 条）からなる。

②内容と重要な規定

第一部 定義（第 1 条～第 3 条）、第二部 通関業務の範囲（第 4 条～第 7 条）

通関業務は、財務大臣の下の関税局長の管轄である。

第三部 関税の適用原則（第 8 条～第 21 条）、第四部 制限と禁止（第 22 条～第 30 条）

輸入品は関税法による輸入関税を支払う。優遇関税率と最高関税率があるが、最高関税率は 35%以上で他の国の通常関税率の 2 倍以内で法定される（第 11 条、第 12 条）。輸出国で輸出補助金を得ているかダンピング輸出されていた場合、財務大臣の提案に基づく相殺関税（法文上は追加補償関税とある）が課される（第 13 条）。イラクは WTO 未加盟国なので、WTO・GATT で決められている国内産業保護のために補助金額の範囲内で割増関税を課すとの相殺関税に関する規則に縛られないが、WTO に加盟するアラブ経済共同体委員会メンバー諸国との取扱いの整合性から、WTO 規則の範囲下での相殺関税の適用となると思われる。

第五部 物の要素による区分（第 31 条～第 35 条）、第六部 輸出入（第 38 条～第 53 条）、第七部 通関手続き（第 54 条～第 82 条）

原産地でない国で加工されて輸入された場合、財務大臣が決定した加工度に関する規則により原産地ないしは加工地から輸出されたとして関税が課される（第 32 条）。原産地ではない国で消費されてから輸入された場合、原産地ないしは輸出地の高い方の関税が課される（第 32 条）。

関税当局は関税申告内容が間違っている場合、通関申告日より 15 日以内に関税申告を取消せる（第 59 条）。関税当局が通関物の審査をする際には関税申告をしたものの立会いが必要である（第 63 条）。関税当局のなした関税決定に異議のある場合、関税異議委員会に異議を申立てられる（第 74 条）。関税異議委員会は、法務大臣の指名した裁判官、課長職以上の関税当局の代表者、商工会議所代表者より構成され、同委員会の決定は最終的なものである（第 74 条、第 75 条）。関税を支払うことで輸入物を引き取ることができるが、財務大臣の決定による銀行保証・現金支払により、関税支払前に物を引き取ることができる（第 82 条）。

第八部 関税賦課を保留する条件（第 83 条～第 152 条）

関税賦課の保留を申請するためには、関税当局の指示による関税支払の保証が現金、銀行保証ないし供託によりなされる必要がある（第 83 条）。関税賦課の保留は、トランジット貨物、保税倉庫での保管（3 ヶ月の範囲で民間所有の倉庫を保税倉庫にでき、民間所有の店舗も 1 年以内なら保税扱いが許される。この民間店舗の保税期間はさらに 1 年の延長が可能である（第 111 条、第 119 条））、ないし自由貿易地域（free zone）でなされる。自由貿易地域は、財務大臣が商業大臣の意見を聞いて設定する（第 122 条）。ボイコットをしている国の物は自由貿易地域に輸入できない（第 124 条）。自由貿易地

域への投資は所轄官庁より認可を得た者により法令に基づいて行われ、輸出入の 36 時間以内に税関に報告する（第 125 条）。工業投資についての所轄官庁は産業鉱物省か軽工業省で、産業鉱物省・軽工業省・商業省・関税局の代表からなる委員会の意見を聞いて投資を認可する（第 129 条）。自由貿易地域から積み出された物は、国内で税金を支払済みの原材料が使われていたとしても、外国品と扱われる（第 133 条）。日本では、保税工場で外国貨物と内国貨物とを混じて使用した製品は、貨物数量比で外国貨物とみなすが（日本関税法第 59 条）、イラクでは、財務大臣の決めた加工度の規則により原産地が決まる（第 133 条、第 32 条）。

再輸出により支払済み国内税金の一部ないし全部の還付は、商業省、産業鉱物省、軽工業省の決定により行われる（第 151 条）。日本では、保税倉庫、保税工場での保税期間には 2 年の上限があるが（日本関税法第 43 の 2 条、第 57 条）、イラクでは、保税倉庫、自由貿易地域、トランジットのいずれの場合でも、保税期間は 1 年で延長可能としている（第 137 条）。保税する物の所有者は再輸出・保税倉庫での保管・自由貿易地域での使用といった保税目的を保証しなければならない。自由貿易地域にある物の保管期間に上限はない（第 126 条）。

第九部 国内輸送（第 153 条～第 154 条）、第十部 適用除外（第 155 条～第 168 条）

イラクに居住するために外国から持ち込んだ個人用荷物、家庭用品、家具には、関税他の税金・手数料はかからない。旅行者が個人使用用ないし贈り物として外国から持ち込んだ物には関税他の税金・手数料はかからない（第 162 条）。サンプル、広告用の宣伝品、一国あたり 300 イラクディナールの関税免除を上限とする国際見本市への出品物には、関税他の税金・手数料はかからない（第 164 条）。モスク・病院・大学・障害者・孤児・消防署が受けた寄付に対しては、関税他の税金・手数料はかからない（第 165 条）。

第十一部 手数料（第 169 条～第 171 条）、第十二部 通関の終了（第 172 条～第 175 条）、第十三部 通関職員の権限と義務（第 176 条～第 179 条）、第十四部 密輸品と密輸の探查（第 180 条～第 187 条）、第十五部 通関違反（第 188 条～第 228 条）、第十六部 通関当局による措置（第 229 条～第 261 条）、第十七部 物の販売と報酬の供与（第 262 条～第 266 条）、終部（第 267 条～第 271 条）。

イラクは関税違反についての処罰が厳しい国として有名である。関税訴訟で決定された金額が支払義務者の動産不動産でもって回収され得ない場合、2 年以内の禁固に処することができる（第 257 条）。支払につき和解ないし支払保証をすれば、釈放される（第 258 条）。関税法違反の事実を告知した者には、関税違反の罰金と没収物の競売によって得た金額の 50%を上限とする報酬が与えられる（第 266 条）。密輸の刑法犯には、共犯者、保有者、輸送者、退蔵者も含まれる（第 193 条）。虚偽の輸入税関申告が、種類・原産地、5%超の価値・重量・数量での違いでなされた場合には、2 倍から 5 倍の重加算税が課される（第 197 条）。虚偽の輸出税関申告が、種類、10%超の価値の違い、5%超の重量・数量での違いでなされた場合には 1 倍から 2 倍の重加算税が課される（第 198 条）。

<参考資料：法令翻訳>

(1) 商事代理人法 (Commercial agent law Nr.51 (2000))

国民の名において
革命指導評議会
第 142 号決定
2000 年 9 月 19 日

議会在可決し、憲法第 42 条 (A) に従い、革命指導評議会は以下の法律を發布する。

商事代理人法 (2000 年第 51 号)

第 1 条

本法律は、イラク国外出身の自然人又は法人の利益のためにイラク国内において代理権を行使する商事代理人の業務を組織し、かつ、国家官庁、社会主義、官民混合又は民間のセクター及び連邦と、アラブ諸国並びに外国の自然人及び法人との取引を、国家的発展を達成し、搾取を防止し、国民経済の利益を守るために規制することを目的とする。

第 2 条

本法律の目的を達成するために、次の手段を採用する。

- 1 商事代理業務を遂行するためにライセンスを得ること。
- 2 本法律の条項に従い、商事代理人を特別な記録に登録すること。
- 3 商事代理人の活動を規制すること。

第 3 条

文脈上他を意味する場合を除き、本法律において次の用語は、次に定義するところによる。

- 1 「商事代理行為」とは、イラク国外出身の自然人又は法人のための代理人（それが商事代理人か、仲介人か、又はその他、貿易、会社、輸送に関する特別法に規定された商事代理人かを問わない）として、イラク国内の者により行使される一切の商事行為をいう。
- 2 「商事代理人」とは、本条第 1 項に定める商事代理行為としての業務を遂行する自然人又は法人をいう。
- 3 「登記局」とは、会社の登記局をいう。
- 4 「ライセンス」とは、登記局から商事代理人に発行される証明書をいう。

第 4 条

- 1 商事代理人へのライセンスの付与は、次の事項を条件とする。
 - A イラクの国民であり、イラクに居住すること
 - B 法的能力を有しており、25 歳に達していること
 - C 犯罪で有罪判決を受けたことがないこと

- D 自己の業務を行うために、イラクに事務所を有していること
 - E イラクにおける商工会議所の一つに加盟しており、商業上の名称を有していること
 - F 母国への忠誠を尽くしていること
 - G 公務員でないこと、又は、公的なサービスを受託していないこと
- 2 貿易大臣は、ライセンスの申請者につき、本条第1項のD及びEに定められる条件を、これらの条件が大臣の定める一定期間内に満たされることを条件として、一時的に除外することができる。
 - 3 ライセンスの申請者が会社である場合、本条第1項の(D及びX)に定められる条件に加え、資本金が全てイラク人により保有されること、という要件が定められるものとする。
 - 4 自然人又は法人のための、商事代理行為を3つ以上登録することは許されない。上記の数を超える登録された代理行為は、関係する商事代理人の選択に従い抹消されるものとする。

第5条

- 1 ライセンスの申請者は、商事代理業務を遂行するライセンスを得るために、登記局に、本法律第4条に定められる条件を満たすことを証明する文書を提出するものとする。
- 2 登記局は、ライセンスの申請を受けた日から30日以内に、申請の許否を決定しなければならず、申請者は、申請を拒否された場合、当該申請拒否の通知を受けた日から30日以内に、貿易大臣に当該決定に対する異議を申立てることができ、貿易大臣の決定がそれに関する最終決定とみなされる。
- 3 登記局は、申請を承認する場合には、シリアルナンバー、日付、商事代理人の氏名、住所、及び（申請者が会社である場合は、最高執行責任者の）顔写真を付したライセンスを発行するものとする。

第6条

- 1 商事代理人は、2年ごとに、最初のライセンス取得又は前回の更新の失効期限の60日前までに、ライセンスの更新申請を行うものとする。
- 2 本条第1項に定められた期間内にライセンスの更新申請を行わなかった場合、登記局は、1日遅延するごとに1000ディナール（但し、60日を超えない期間とする）の罰金を科すものとする。
- 3 商事代理人が本条第2項に定められた期間内にライセンスの更新を遅延した場合、登記局はライセンスを取消すものとする。商事代理人は、当該取消の日から30日以内に大臣に対して異議を申立てることができ、大臣の決定をこれに関する最終決定とする。
- 4 課された罰金その他課徴金が支払われた後でなければ、商事代理人のライセンスを更新することは許されない。
- 5 商事代理人のライセンスが廃止された日から180日以内に新しいライセンスを取得しなかった場合、当該商事代理人は、ライセンスの廃止前に生じた義務に何ら影響を及ぼすことなく、本法律の条項に従い登録された全ての商事代理行為を廃止するものとする。

第7条

- 1 登記局は、次の2つのいずれかの場合には、商事代理人のライセンスを取消すものとする。

- A 本法律第4条に規定された条件のいずれかを満たさなくなった場合
 - B ライセンスを取得した日から90日以内に、法令に従い商事代理人証明書を提出しなかった場合
- 2 商事代理人は、ライセンスの廃止通知を受けた日から30日以内に、登記局の決定について大臣に異議を申立てる権利を有し、大臣の決定をこの件に関する最終決定とする。

第8条

登記局は、自然人又は法人によりイラクにおいて行われるいかなる商業的な活動も、法的証拠に従い、本法律の各条項の適用を受ける商事代理行為とみなす決定をすることができる。関係者は、登記局の決定を受けた日から30日以内に、大臣に異議を申立てる権利を有し、大臣の決定をこの件に関する最終決定とする。

第9条

商事代理人は、法令に基づく認証手続きを完了した後、登記局に対し、当該商事代理人の、自然人、法人、アラブ諸国及び外国の機関のための全ての商事代理行為を登録するよう要求するものとする。

第10条

- 1 商事代理人は、商業帳簿作成手続きにおいて要求されない削除、抹消、挿入、又は余白のない形で、特別の帳簿を保持しなければならない。但し、商事代理人は、当該帳簿を、登記局、又は、ページ数を確定するために当該帳簿を開き各ページにスタンプを押すことを授權された第三者に開示しなければならない。毎年末において、その年末までに使用されたページ数の認証と、帳簿の最終ページに決算を示す表示がなければならない。
- 2 商事代理人は、特別の帳簿に、彼が得た手数料額、免許を受けた銀行を介してイラクに送金された額と、契約された取引量及び顧客の計算で行われた商取引の量における当該商事代理人の分配量を、全ての関係者の名称及びその完全な住所とともに、記載するものとする。
- 3 商事代理人は、各年の初めから60日以内に、前年に行った業務とともに、収支報告書（取引明細書）を、2部の写しとともに登記局に提出するものとする。但し、当該報告書は、商事代理業務を行うことにより生じた利益の詳細な額と、彼が実際にそこから受け取った額、当該額を当該商事代理人に送金した機関と、これらを証明する書類及び銀行の証明書が付されていないなければならない。登記局は、上記期間の経過後も、遅延が正当な理由に基づく場合には、上記期限経過後90日の間、当該報告書を受けとることができる。
- 4 商事代理人は、輸入を許可された物品を、当該商事代理人に生じる全部又は一部の手数料とともにイラクに輸入することができ、流通の結果残ったものは全てイラクに払い戻すものとする。

第11条

商事代理人は、関連する命令に従い、商品の種類を明確にすることなく、全ての商品を扱うことを許されるものとする。

第 12 条

登記局は、商事代理人の業務に対して監督及び監視をする権限を有し、商事代理人の事務所を調査し、その帳簿を監査するために、調査団を派遣することができる。

第 13 条

- 1 イラクにおいて自己の商事代理人を選任することを希望するアラブ諸国及び外国の会社は、登記局に対し、申請書を提出しなければならない。
- 2 登記局は、イラクにおける商事代理人を選定するため、アラブ諸国及び外国の会社に対し、ライセンスを与えられている商事代理人の名前を提供するものとする。

第 14 条

- 1 国家官庁及び社会主義セクターは、名称の如何にかかわらず、また、自然人か法人かを問わず、商事代理人と取引することを避け、またこれを防ぐものとし、その取引は、アラブ諸国及び外国の会社との間で直接行われるものとする。
- 2 国家官庁及び社会主義セクターがアラブ諸国及び外国の会社と直接取引をすることが困難である場合は、これらの者は、ライセンスを与えられている商事代理人を介して取引することについて、中央当局の承認を得るための申請を行うものとする。

第 15 条

ライセンスを得る前に、商事代理人の業務を行ったり、その商事代理行為の全てを登録しなかったり、本法律第 14 条に反する行為を行ったりした者は仮投獄されるものとし、もし、違反者が法人であった場合には、当該法人を法的に代表する者が刑法（1969 年第 111 号）第 80 条を考慮の上、同様の罰が課されるものとする。

第 16 条

国家官庁及び社会主義セクターと契約を締結する目的で、故意に商事代理業務とともに行われる公的なサービスを受託した者は、終身刑が課されるものとする。

第 17 条

国家官庁及び社会主義セクターの全ての公務員は、本法律第 14 条に反する行為を行った場合、終身又は一定期間の投獄の刑が課されるものとする。

第 18 条

- 1 次の場合には、各商事代理人に、10000 ディナール以上 100000 ディナールを超えない罰金が課されるものとする。
 - A 本法律第 10 条第 2 項の定めに従い、収入となった手数料の額を示す帳簿を保持しなかった者
 - B 本法律（第 10 条）第 3 項に規定される期間内に報告書を提出しなかった者
 - C その輸入に関して自己が得た手数料に関する報告書を、本法律第 10 条第 3 項に規定される手数料に関する報告書とともに提出しなかった者

- 2 本条第1項に規定されたいずれかの行為の常習とみなされる場合、罰金に加え、投獄の刑が課されるものとする。

第19条

ライセンスを付与された商事代理人は、本法律の施行日から1年の間に、本法律の効力発生日以前の自己の業務体制を、本法律の各条項に従い調整するものとし、上記が達成されない場合には、そのライセンスは取消されたものとみなされるものとする。

第20条

貿易大臣は、国家官庁及び社会主義セクターが商事代理人としての資格で取引する場合、会社登録局の出版物において公表される文書により、本法律の条項の適用を排除することができる。

第21条

- 1 次の費用が徴収される。
 - A ライセンスの発行費用として25000ディナール
 - B 商事代理人の登録費用として15000ディナール
 - C ライセンスを更新する費用として10000ディナール
- 2 大臣の諮問機関、又は（これにより）授権された者は、必要がある場合には、本法律に定められた費用又は罰金の額を変更することができる。

第22条

- 1 商事代理人法（1994年第26号）は廃止される。
- 2 革命指導評議会の決定（1998年第60号）に従い、認可された医薬品普及のための科学局は、本法律の各条項の適用を受けないものとする。

第23条

貿易大臣は、本法律の各条項の施行を促進するために命令を発することができる。

第24条

本法律は、官報掲載の日から施行される。

サダム・フセイン
革命指導評議会議長

(2) 商事代理人に関する 2000 年第 1 号命令 (Instructions under Art.23 of the commercial agency law, Nr. 51 (2000))

イラク共和国
貿易省

商事代理人の規制に関する 2000 年法第 51 号第 23 条に従い、以下の命令を発することを決定する。

- 1 商事代理業務を遂行するためにライセンスを取得しようとする申請者は、下記の文書の付された申請書を、会社の登記局に提出するものとする。
 - 1) イラク国籍の証明書及び市民カード (原本及び写し)
 - 2) 商工会議所のカード
 - 3) 商工会議所に適法に登録された取引上の名称
 - 4) 一般的な方法で認証された、事務所の所有権を示す文書又は賃貸借契約書
 - 5) 手数料を登録するための、営利事業上の要請に従った商事代理行為の記録
 - 6) 居住者カード
 - 7) 適法に認証されたアラブ諸国又は外国の会社のために締結された商事代理契約書 (これは、ライセンスを取得した日から 90 日以内に提出するものとする)さらに、次の事項を書面で保証するものとする。
 - 1) 公務員でない、又は、公的なサービスを受託していないこと
 - 2) 重罪で有罪判決を受けたことがないこと
 - 3) 1996 年 6 月 6 日付で発せられた第 56 号及び 2000 年 9 月 19 日付で発せられた第 143 号の二つの革命指導評議会の決定に含まれていないこと
- 2 ライセンスの申請者が会社である場合には、上記の 3 及び 4 の文書を提出するものとする。そして、資本金が全てイラク人により保有された、イラクの国籍を有するものとする。そして、一般的な方法で適法に認証された、次の文書を提出するものとする。
 - 1) 会社の登記証明書
 - 2) 会社の設立に関する覚書 (定款)
 - 3) 会社の最高執行責任者を指名したときの総会の議事録
- 3
 - 1) 商事代理人は、商事代理人法 (2000 年 10 月 2 日付第 51 号) の効力発生日から 1 年以内に、アラブ諸国及び外国の会社を代理して自己の名で登録された商事代理行為のうち 3 つを超えるもの全てを、自らの選択に従いを終了させるため、申請書を会社の登記局に提出するものとする。
 - 2) 商事代理人は、前回ライセンスを更新した日がいつであるかを問わず、2 年ごとに、失効日の 60 日前までに、商事代理行為を遂行するためのライセンスを更新するための申請書を提出するものとする。

- 3) 商事代理人は、法律に基づき適法に認証され、かつ法第 9 条に従い、当該商事代理人
がイラクにおいて代理するアラブ諸国及び外国の会社のための全ての商事代理行為を登録
するため、及び、商事代理行為につき発生した修正又は変更と共に、上記事務所を、適法
に認証された親会社の証明書により知らせるために、申請書を会社の登記局に提出しなけ
ればならない。
- 4 商事代理人は、営利事業上の要請に従い、その手数料を記録するために、特別の記録を保
持しなければならない。但し、この記録は次の情報を含むものとする。
- 1) 付与されたライセンスの番号及び日付
 - 2) アラブ諸国及び外国の親会社の名称
 - 3) 手数料の正味金額
 - 4) 手数料の割合
 - 5) 信用状の番号及び日付
 - 6) 受領済の手数料額と未受領の手数料額
 - 7) 銀行通知書の番号及び日付
 - 8) 商事代理人の名称、住所及び署名
- 5 商事代理人は、具体化した手数料（受領したか否かを問わない）に関する取引明細書を正
副 2 通り、銀行の証明書と共に、法第 10 条第 3 項に従い、毎年の初めから 60 日以内に、
会社の登記局へ提出するために作成しなければならない。
- 6 商事代理人のライセンスは、法第 4 条、第 7 条のいずれかの条件が欠けた場合には、取消
されるものとする。
- 7 1) 商事代理人を選任することを希望するアラブ諸国又は外国の会社は、次の事項が記載
された申請書を、適法に認証された登記証明書及び、設立に関する覚書（定款）と共に、
登記局に提出するものとする。
- A 会社の正式な名称、住所及び国籍
 - B 会社の事業活動及び連絡を希望する部署
 - C 署名することを授権された最高執行責任者の氏名
- 2) 会社の登記局は、上記の会社に対し、イラクにおける自己を代理する商事代理人を選
定できるように、法に従い商事代理業務を遂行するためのライセンスを得ている商事代理
人に関する情報を提供するものとする。
- 8 これらの命令は、公的な新聞に掲載された日から効力を生じるものとする。

(3) 外国会社による支店及び代表事務所の登記 (2004 年 2 月 29 日付大臣命令第 149 号)
(Ministerial instruction Nr.149 on Registration of branches and trade representative offices)

イラク共和国

貿易省

2004 年 2 月 29 日付大臣命令第 149 号

第 I 節

序

外国会社による支店及び代表事務所の登記

- 1 2003 年 9 月 19 日付「外国人の投資」についての連合暫定施政当局 (CPA) 命令第 39 号 (2003 年 12 月 20 日付 CPA 命令第 46 号により改訂される) は、外国人投資家が支店又は代表事務所を設立することによりイラクにおいてビジネスを行うことができることを制定している
- 2 CPA 命令第 39 号によると、支店又は代表事務所は、外国の法律に基づき設立された事業体の名の下でその勘定においてビジネスを行うことができる。支店又は代表事務所の外国人は、そのビジネスが商事代理行為としての性質を持つものであろうと、販売代理権を持つ者であらうと、貿易会社その他であらうと、イラクにおいてビジネスを行う資格登録をなく奪われることはない。
- 3 現在の貿易省の大臣命令は、CPA 命令第 39 号、及びとりわけその第 5 節 (外国の法律に基づいて設立された事業体の支店又は代表事務所について) を施行している。
- 4 CPA 命令第 39 号、「外国の会社その他の経済活動体の支店及び事務所」についての 1989 年第 5 号規制、及びそれらに基づく命令で、本命令に反するものは、無効とする。現在当該規制に基づき登記されている支店及び事務所は本命令に基づき登記されたものとみなし、本命令が要求する時点の情報にアップデートするものとする。
- 5 CPA 命令第 39 号によると、商事代理人法、及びこれに基づく命令は無効とする。イラク国外の自然人又は法人のための商事代理人は、今後、イラク国内の自然人又は法人のために同様のサービスを行う代理人と同様の法律に従うものとみなされるものとする。本命令の下で施行された CPA 命令第 39 号に抵触するその他の命令、規制又は法律も無効として扱われるものとする。

第 II 節 本命令に従う事業体

- 1 イラクでビジネスを行うために設立することを希望する外国の事業体は、本大臣命令に基づき、会社の登記局、貿易省による登記を経なければならない。CPA 命令を含むイラクの法律及び規制に基づく場合でなければ、イラクにおける契約に基づき活動する外国の会社も、本大臣命令に基づく登記を経なければならない。
- 2 当該外国の事業体は、前もって財政的な約定、保証又はその他同様の保証（リテールに従事する外国投資家のために行うものを除く）を行うことを要求されることなく、CPA 命令を含むイラクの法律及び規制に基づき許可されるビジネスを行うことができる。

第 III 節 登記の申請及び手続き

- 1 イラクでビジネスを行うために登記を希望する外国の事業体は、別紙 I として添付されたフォームの申請書を完成させ、会社の登記局に提出するものとする。完成したフォームの写し 2 部を、申請時に会社の登記局に提出するものとする（会社の登記局は 1 部を保存し、もう 1 部を署名入りのチェックリストを付けて申請者に戻す）。
- 2 申請書は、会社の登記局により登記されることを申請する外国の事業体に関する、次の情報を含むものとする。
 - a. 法的な正式名称
 - b. 取引上の名称
 - c. 事業活動の種類
 - d. イラクにおける事務所の住所
 - e. 利用可能な、イラクにおける電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス
 - f. (1)イラクにおける最高執行責任者、(2)イラクにおける法的手続きの代理人、(3)会社の登記局に提出する管理責任者（いずれもイラクに居住していなければならない）の氏名、住所、電話番号
 - g. イラクにおける事業体が(1)土地の所有、(2)天然資源の採掘又は初期加工、(3)リテールに関与するかどうかについて「はい・いいえ」で回答する質問
 - h. 設立国における法的手続きの代理人及び最高執行責任者（又はこれに相当する者）の氏名、住所、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス
 - i. 該当する範囲で、(1)授権資本の額（通貨を明記する）、(2)直近の会計年度の末日時点の純資産額（日付と通貨を明記する）、(3)エクイティの 10%以上を保有する者の氏名及び住所
 - j. 会社の登記局により登記されることを申請する外国の事業体の署名用の宣誓供述書

- 3 会社の登記局により登記されることを申請する外国の事業体に関する申請書には、次の文書を添付するものとする。
 - a. 設立国における、法的資格のある当局により発行され認証された登記証明書
 - b. 設立国における、法的資格のある当局により認証された会社の定款（又はこれに相当するもの）の写し
 - c. イラクにおける事業体の登記についての権限を与え、イラクにおける手続きに集中することを認め、イラクにおける最高執行責任者、イラクにおける法的手続きの代理人、及びイラクにおける会社の登記局に提出する管理責任者（いずれもイラクに居住していなければならない）の同一性を証明する旨の、会社の執行役員又は代表取締役の署名のある、会社のレター
 - d. 直近の会計年度の会社の財務諸表
 - e. 申請会社がイラクにおいてリテールを行うことを計画している場合には、リテール取引についての大臣命令に従い 10 万米ドルが無利息の口座に預託されていることを示す、銀行のステートメント（これは会社の登記局に後日提出することができる。その不提出は申請の拒絶理由にはならないが、実際に小売活動を始める前には銀行のステートメントを提出しなければならない。）
 - f. 上記第 3 項(c)及び第 2 項(f)に掲げられた、会社の登記局に提出する管理責任者のパスポート（外国人の場合）又は市民証明書（イラク人の場合）の写し（これは実際に申請書を提出する者で、当該者は申請時及び将来の会社の登記局との連絡の際に当初のパスポート（外国人の場合）又は市民証明書（イラク人の場合）を提出するものとする）
- 4 イラクにおいてビジネスを行う外国の事業体の登記申請書（必要とされる全ての情報及び文書を含む）は、アラビア語又は英語のいずれかで提出することができる。英語又はアラビア語でない設立国の文書は、翻訳版を提出するものとする。
- 5 申請書を受領すると、会社の登記局は、
 - a. 申請書の完全性について見直す
 - b. 申請書が不完全である場合は、フィーを回収せずに申請会社に戻す
 - c. 申請書が完全である場合は、全ての必要な文書を受領したことを示す署名入りのチェックリストを、申請会社に与える
 - d. 受領日に会社の登記局が申請書を受領したことを記録する
 - e. 申請書に仮の登記証明番号を付する
- 6 会社の登記局は、申請会社による申請書の提出日から 10 営業日以内に、その申請書を承認か不承認のいずれかをしなければならない。会社の登記局は、本大臣命令を遵守しないことのみを理由として申請書を不承認とすることができる。
- 7 会社の登記局は、申請書を承認した後速やかに、対応する事業体の名前及び会社の登記局の公印付の登記証を、正式な登記証明番号を付した上で申請会社に発行するものとする。

- 8 登記された事業体は、会社の登記局による登記証及び正式な登記証明番号の発行日から法的に承認を得たものとする。登記された事業体は、イラクに存在し、イラクの管轄権に従わなければならない。
- 9 会社の登記局は、発行後、「会社公報」及び、イラクで多くの発行部数を有する日刊紙のうち少なくとも1紙に、各登記を掲載するものとする。
- 10 会社の登記局は、財務省（主税局）、計画省、労働省及びその他の合理的に必要なイラクの政府当局に、承認した申請書の写しを、発行した正式な登記証明番号と共に送付するものとする。
- 11 会社の登記局は、インターネットを含む、公衆にアクセス可能な貿易省の電子データベースに、登記された会社の基本的な概要情報を入力するものとする。但し、この作業が登記の遅れの理由と解釈されてはならない。

第 IV 節 支払われるべきフィー

- 1 標準となる登記手続きのフィーは、200000 ディナール又はその相当額で、申請書の次のように支払われるべきものとする。
 - (a) フィーの半分は、申請書の提出時に支払われるものとする。
 - (b) フィーの残りの半分は、会社の登記局による登記証及び正式な登記証明番号の発行時に支払われるものとする。
 - (c) 但し、申請書が不承認になった場合は、上記(b)に掲げられたフィーの残りの半分は支払われる必要はなく、上記(a)に掲げられたフィーの半分は、会社の登記局により没収されるものとする。
- 2 会社の登記局は、請求したフィーを回収し、その支払を証する適正な受領書を、申請会社又はその代表者に直接交付するものとする。
- 3 会社の登記局は、回収した全ての登記フィーを明らかにするために、正規の正確な記録及び会計を保持するものとする。

第 V 節 申請書の不承認に対する異議申立

会社の登記局は、外国の事業体の登記申請を不承認にした場合、当該不承認の理由を記載した書面をもって、速やかに申請会社に対し通知しなければならない。申請会社は通知日から 30 日以内に、会社の登記局による不承認について、貿易大臣に異議を申立てる権利を有する。貿易大臣は申請会社が異議を申立てた日から 30 日以内に、当該不承認を見直すものとする。貿易

大臣が再度申請書を不承認にした場合、申請会社は当該決定の日から 30 日以内に、大臣の決定について、管轄裁判所に訴える権利を有する。その裁判所が当該事案について最終的に取り扱う。

第 VI 節

会社の登記局での情報のアップデート

各登記に関連して提出された情報は、その提出の時点で正確なものでなければならない。その後の変更はそれが起こった時点か遅くともその年の 12 月 31 日までに、特にイラクにおける事務所又は法的手続きの代理人の住所の変更は発生日から 7 日以内に情報提供されなければならない。会社は、会社の登記局のファイルにおける住所宛てに届けられる通知及び通信に責任を負うものとする。

第 VII 節

本命令の効力発生

- 1 本命令は、署名日に「会社公報」に掲載され、効力を発するものとする。
- 2 会社の登記局は、本命令を掲載する「会社公報」の欄がイラクの全地域において最大の発行部数を有する新聞のうち少なくとも 5 紙において公表されることを保証するものとする。

署名：アル・アラウィ
氏名：アル・アラウィ
肩書：イラク共和国 貿易大臣

(4) 登記代理人についての法律 (1991 年第 4 号) (Law on agencies Nr.4 (1991))

国民の名において
革命指導評議会
第 39 号決定
1999 年 3 月 3 日

議会在可決し、憲法第 42 条 (A) に従い、革命指導評議会は以下の法律を發布する。

登記代理人についての法律 (1999 年第 4 号)

第 1 条

本法律は、登記代理人を組織・発展させ、利用者の権利を保証し関係当局の機能を促進するものとしてその職務面における経験及び専門性を保証することを通じて、登記代理人の水準を高めることを目的とする。

第 2 条

本法律の条項は、会社、氏名、商標、特許の登記やそこから訴訟手続きにおいて派生するあらゆる事項に関する業務の遂行において、効力を有するものとする。

第 3 条

- 1 登記代理人は、本法律第 2 条に規定された登記業務に関連する業務を専門に扱う。
- 2 貿易省における会社の登記局において、登記代理人として氏名が登録されている場合でない限り、登記業務を行うことは許されない。

第 4 条

登録の申請には、次の事項を条件とする。

- 1 イラクに居住するイラク人であること
- 2 3 年以上弁護士としての資格を有すること
- 3 良い行いで知られており、犯罪で有罪判決を受けたことがないことについて弁護士会からの確認をとれていること
- 4 免税されることについての確認状により総合租税委員会において登録されていること
- 5 専門化された事務所を持つこと

第 5 条

委員会は、大臣からの命令により、(登記業務のライセンスを与える委員会) の名において、登記局長官を委員長とし、次のメンバーから成るものとする。

- 1 次の各関係機関の代表者 (その地位は局長以上とする)
 - A 標準化・品質管理中央機構
 - B イラク産業連盟

C イラクの商工会議所の連盟

- 2 弁護士会の代表者（但し、5年以上登記の代理人の経験を有する者とする）

第6条

- 1 A 委員会は、登録申請の日から30日以内に当該申請について検討するものとする。委員会は、理由を示した決定を書面で通知した上で、当該申請を拒否する権限を有する。
B 申請を拒否された者は、その拒否の理由に反論がある場合には新たな申請をする権利を有する。
- 2 委員会は、本法律の条項の適用により違反があるかどうかを検討するものとする。
- 3 委員会は、全てのメンバーの出席により開催されるものとし、その決定はメンバーの過半数によってなされ、大臣の承認を要するものとする。

第7条

本法律第4条に規定された条件のうちいずれかを喪失した者は、委員会の決定による登録から、その氏名を抹消されるものとする。

第8条

登記代理人は、事務所の住所（変更があった場合は、変更された住所）について、登録日（変更があった場合は、変更日）から30日以内に当局に通知するものとする。

第9条

- 1 関係当局は、登記代理人による本法律の条項に対する違反があった場合はこれを当局に通知し、当局は当該違反について調査を行うものとする。
- 2 違反者は、当局の理事の決定に従い、本法律第5条に基づき成る委員会の調査を受けるものとする。

第10条

他の法律に定められた罰則とは別に、本法律の条項に違反した者は、委員会からの決定により次の罰則のうち一つを課されるものとする。

- 1 叱責
- 2 警告。当該罰則を与えられた日から30日間、本法律の条項によりカバーされる新たな行為を行う責任（義務）を奪われる。
- 3 3ヵ月以上2年を超えない期間の、登記業務の停止
- 4 登記代理人としての登録の抹消

第11条

- 1 登記代理人は、登録の要求の拒否又は業務の停止若しくは登録抹消による罰則についての大
臣の決定に、当該決定の通知を受けた日から10日以内に異議を申立てることができる。
- 2 大臣は、決定について主張又は修正したり、原因を示した決定により再度戻したりすることが
できる。

- 3 異議申立について登録された日から 30 日以内に大臣が当該異議について決定しない場合には、当該異議は事実上拒否されたものとみなす。

第 12 条

登録の要求の拒否又は業務の停止若しくは登録抹消による罰則についての委員会の決定を承認する大臣の決定に対しては、異議の結果が実際に通知された日から 15 日以内に、行政裁判所に不服を申立てることができる。

第 13 条

弁護士会は、委員会の決定又は最終段階の裁判の結果の写しを得られるものとする。

第 14 条

- 1 登記代理人は、ライセンスを得られた日又はライセンスを更新した日がいつであるかを問わず、各年の初めから 90 日以内に当該ライセンスを更新するものとする。
- 2 本条第 1 項に規定された期間内の更新を遅延する場合は、会社の登記局は 1 日遅延するごとに 100 ディナール（但し、90 日を超えない期間とする）の罰金を科すものとする。
- 3 登記代理人が、本条第 2 項に規定された期間の終了後にまでライセンスの更新を遅延した場合は、会社の登記局はライセンスを取消すものとする。
- 4 課された罰金その他課徴金が支払われた後でなければ、登記代理人のライセンスを更新することは許されない。

第 15 条

本法律が効力を発する前にライセンスを与えられている登記代理人は、本法律が効力を発した日から 90 日以内に当該ライセンスの登録を更新するものとする。仮にそうしない場合、当該ライセンスは無効とみなされる。

第 16 条

他の法律に定められた罰則とは別に、もしライセンスを得ないで登記業務を行ったり出版、署名その他の手段を使用することにより自らが登記業務を行う権限があると公衆に誤信させたりした場合には、1 年を超えない期間、投獄されるものとする。

第 17 条

登記代理人からは、次の費用が徴収される。

- 1 氏名を登録する費用として 5000 ディナール
- 2 登録を更新する費用として 3000 ディナール

第 18 条

登記代理人の職務遂行に関する法律（1955 年第 60 号）は廃止される。

第 19 条

大臣は、本法律の各条項の施行を促進するために命令を発することができる。

第 20 条

本法律は、公布後 90 日経過後に効力を発するものとする。

サダム・フセイン
革命指導評議会議長

(5) 政府契約施行規則 (Regulation for Implementing government Contracts (2008))

2008 年第 1 号
政府契約施行規則

第 1 条

本規則は、公開入札、商品及びサービスの提供、イラク国内外の当事者間のコンサルタント契約の分野において、国家の政府及び公共部門が締結する政府契約を実施するための一般的な原則を明らかにすることを目的とする。本規則は、入札の実施方法を規定し、開札する適法に認証された機関を決定し、行政裁判所に決定の不服申立を行う方法を決定し、入札における透明性、予測可能性及び公平性を特徴とする契約締結の手続きを規定する。

第 2 条

- 1 本規則の規定は、省、省に関連がない機関、地区及び県によって代表される国家の政府（公共部門を含む）により、公共事業契約、コンサルタント契約、又は、商品及びサービスの提供契約を実施するために、イラク国内外の当事者間で締結される全ての契約に適用されるものとする。
- 2 本規則は、本目的で国際機関又は地区の機関がイラク国内の当事者との間で締結する合意又は特別の協定に従って資金を提供する、国家プロジェクト及び契約に適用されるものとする。本規則に規定されている事項を、政府機関により承認される規則と矛盾しない限りで、関連する契約合意又は協定の文脈で規定されていない事項の手引きとして使用することは許容される。

第 3 条

政府契約施行規則（2008 年第 1 号）第 3 条第 1 項 D の第 3 号は廃止された。

政府契約施行規則（2010 年第 2 号）第 1 改正によれば、

- 1 省、省に関連がない機関、地区、及び地区を構成しない県における契約当事者は、入札書類を準備する以前に、次の要件を満たすものとする。
 - A—プロジェクトの申請（投資プロジェクト実行の追跡調査の申請）を伴った、権限を付与された当事者によるプロジェクトに関し、解散した計画評議会により発せられた 1984 年規則第 1 号（その後の修正を含む）に従った計画の範囲内で協力を得るためにプロジェクトを協議する場合、技術的及び経済的な側面からの実行可能性調査に関し、計画省の事前の承認があること。
 - B—機密性が保たれることを条件として、入札を分析し、契約を実施する手段として使用するため、必要とされる業務のためのプロジェクト見積費用に関し最新の調査報告書があること。
 - C—契約を実施する監督官庁による支援として、連邦総予算の範囲内での配分額が入手可能であること。
 - D—実施に必要な全ての条件、仕様、予定数量、地図その他の要素を、実施期間中いかなる変更又は追加も回避する方法で、以下を考慮して準備されること。

- 1-1 特別連邦予算法に規定される項目について、適法に権限を付与された財政当局が決定すること。
- 1-2 連邦総予算の投資プロジェクトの規定において、プロジェクトを完了するまで実施する特別規定
- 1-3 予算がある場合、契約当事者の長が、契約価額の 20%を超えない範囲で、供給品契約及びコンサルタントの量を追加することにより、変更することができること。
- 1-4 物価上昇の結果として契約当事者が補償を求めた場合の検証の規則及び手続きを定め、この点計画省により発せられること。
- E 公共事業契約を実施する際、そのプロジェクト又は事業のための施設及び土地に関し関連当事者の承認があること。
- F 公共工事入札が実施される際、施設所有権を含む、業務施設における法的及び財政的な問題（該当する場合）に言及されていること。
- G 施設については、タイムスケジュール内で、全体的又は部分的に工事を開始するよう準備がなされるものとする。
- H 要請されるプロジェクト又は契約の性質に応じて、必要とされ得る手続きがとられること。
- 2 一般入札及び限定入札の書類一式並びに入札の価額は、その相対的重要性及びプロジェクトを確立する費用に応じて二段階で見積もられ、プロジェクトに対する参加を確実にし、事前公示された入札に従前参加したことのある当事者は、参加するため、入札書類とともに、従前の購入時の領収書を提出する権利を有する。入札書類の購入価額を変更する場合は、参加当事者は両者の差額を支払い、最初の領収書と変更後の領収書ともに入札をするものとする。
- 3 A 公示は、財務省が発行する新聞が公的新聞のうちの一つであることを考慮に入れ、公的な新聞のうち少なくとも 3 紙に掲載されるものとする。財務省が発行する新聞が消滅した場合には、公示は、入札者が発行及び最終公示のための費用を払うことを条件に、広く頒布されている新聞に掲載されるものとする。食料品及び医薬品の輸入は、本規則第 5 条第 1 項 C 1) の規定を考慮に入れ、上記要件から免除されるものとする。
- B 入札の公示は、省のウェブサイト上及び省の掲示版で公示され、また、イラク在外公館の商務官を通じて、並びに国連の事業開発サイト及び国際一般入札に関する DGMARKET においても公示されるものとする。

第 4 条

政府契約施行規則 2010 年第 1 号の第 1 改正第 2 条第 1 項及び第 2 項によれば、第 4 条第 4 項 A 及び第 5 項は廃止され、以下の規定と読み替えるものとする。

契約当事者は、予算プロジェクト又はあらゆる種類の一般的な契約を実施する際、以下の入札方法を使用することができる。

- 1 一般入札：この入札は、契約当事者の長に付与された、当局ごとに決定された国内又は国際のいずれかで、契約の性質及び価額を考慮に入れるものとする。この入札は、手続きが公開され競争が公平な方法で実施されることを考慮し、5 千万イラクディナール以上の価額での、又は、関係当事者により決定される価額でのプロジェクトの実施に参加を希望する者に対して、公示済み入札案内を通じて実施されるものとする。

- 2 限定入札：この入札は、5千万イラクディナール以上の価額での、又は、監督官庁により決定される価額での契約への参加を希望し、その資格を有する全ての者に対して送付される公示済み入札案内によって、以下の2つの段階で実施されるものとする。
 - A 第一段階：この入札案内には、入札に参加する参加者の資格に関する特別な文書を、項目に関連する法律文書に従って提出することを含む。これらの文書は、第二段階に参加する資格のある契約者を選定するために評価される。
 - B 第二段階：入札に関連し、技術的及び財務的な能力を評価するために、入札に参加する資格のある6以上の契約者への入札案内（無償）。
- 3 二段階の入札
 - A 契約当事者の長又は適法に権限を付与された者は、契約上の必要性を満たす最善の方法を決定するために、二段階の入札を使用することができる。この方法は、複雑で技術的な記述のある契約書に、又は、記述を照会する必要があるときに使用されるが、サービスの場合で、商品又は事業の性質若しくは特徴を正確に決定するために必ずしも技術的な記述の詳細を起草する必要がない場合も使用される。
 - B 本条第2項に規定した事前審査段階で入札過程を開始することは許容される。この方法を実施するため、以下を考慮するものとする。
 - 1 第一段階：当初のデザイン及び効率性に基づく技術的な入札をする入札者のために、必要に応じて見積価額を修正する契約当事者の長に対し入札案内を送付する。
 - 2 第二段階：契約当事者により決定される契約条項に従った財務的な入札を行うため、第一段階の技術的仕様に応じて落札した者に入札案内を送付する。
- 4 直接入札案内
 - Aーこれは、以下に応じて、契約を実施する技術的及び財務的な能力を有する3以上の契約者、及び／又は会社、及び／又はその他の機関への入札案内を通じて実施される。
 - 1) 入札者が、公示された入札に参加することを初めて拒否する場合。
 - 2) 契約がコンサルタント契約である場合。
 - 3) 契約が特別な性質のものであって、実施に機密性を保つ若しくは完成にスピードを保持する理由、又はセキュリティ上の理由がある場合。
 - 4) 医薬品又は救命道具を準備するような非常時及び自然災害時で、スピードと効率性を達成するという目的がある場合。
 - Bー供給品契約及びコンサルタント契約の当事者に、入札書類を無償で与えること。
 - Cー直接入札案内に基づき入札した者は、保証金の提供を免除されるものとする。
 - Dーこの方法に基づき照会された場合、財務的な面での考慮がなされるものとする。
- 5 単独入札方法ー必要性及び正当性がある場合、以下の手続きを考慮し、資材を提供し、事業、特別コンサルタント又は製造を実行する、唯一の契約に関する、契約当事者から入札者一人に対する無償入札案内
 - A 契約を実施する目的のため、この方法の使用が正当であることにつき、閣僚評議会の事務局における中央契約委員会に対し通知すること。但し、この文書は、省、省に関連がない機関、地区、及び地区を構成しない県における契約当事者により提出される。

- B 契約機関が契約当事者の長の管轄外となる場合、入札委員会の推薦を承認する目的のため、この旨を、公共事業の実施において契約当事者により承認された財政当局、及び閣僚評議会の中央契約委員会に対し通知するものとする。
 - C 中央契約委員会が登録日から 14 日以内に、契約当事者により提出された申請書を裁定又は承認しない場合には、承認されたものとみなされ、契約当事者は、契約を授与され、その実施の過程において機密性を維持するものとする。
 - D 入札案内を受領した事業体は、保証金の納付を免除されるものとする。
- 6 購買委員会：この方法は、関連当事者と協力して計画省により発布される特別な規制を考慮し、5 千万イラクディナール未満の価額での、又は、現在の予算の中で決定された価額での商品及びサービスに関して実施される。

第 5 条

第 3 条第 1 項及び第 2 項によれば、第 5 条第 1 項 C 及び第 4 項は廃止され、以下の規定と読み替えるものとする。

- 1 一般入札を公告する場合、以下の手続きを踏まなければならない。
 - A 入札者名、番号、住所及び予算に記載された分類
 - B 必要な商品及びサービスの詳細を伴ったプロジェクト又は契約の簡単な描写
 - C 入札の公告期間又は直接入札案内は以下のとおりとする。
 - 1) 1 から 60 日までの期間は、契約の重要性及び契約当事者の長の評価に従い決定され、新聞での最後の入札公告の日から起算するものとする。
 - 2) 食糧品及び医薬品の供給契約は、本条第 1 項から除外されるものとする。
 - 3) 直接入札案内による入札及び単独入札の期間は、契約当事者の長の見積りに従い決定されるものとする。
 - D 入札する日時及び場所、満了期間、入札書類を売却する場所及び日を特定する。
 - E 入札者の予備の保証金額の決定
 - F 入札締切日
 - G 入札書類の価額は返金不能
 - H 契約当事者のウェブサイト及び入札に責任を有する行政機関の電子メールアドレス
- 2 入札（公共事業、コンサルタントサービス、資材）した者の情報は、以下を含めるものとする。
 - A 連邦総予算に関する項目に関係する規定を考慮し、締結される契約の一般原則、賃金方法、又は分割若しくは一括での合意額、支弁した費用その他の資力
 - B 関連する大臣の承認に基づく特別な場合を除き、契約を締結する際、直接に入札案内が提出された当事者により準備された様式、地図及び仕様の政府の所有を特定する。これらの当事者は、関連する大臣からの特別な承認がない限り、契約の性質に関するいかなる情報の開示も避けるものとする。
 - C 入札者は、資格の確認として、（該当する場合）類似の事業の他の入札も添付するものとする。
 - D 公開入札の日及び場所を特定する。

- E-契約者は、種々のプロジェクト又はコンサルタント契約の実施中、技術スタッフ並びに専門家されたフルタイム及びパートタイムの従業員の能力を明確にするものとする。
- F-契約者は、必要な業務の実施計画を提出するものとする。
- G-入札の参加者により提起された問題に関する特別会議日を決定する。この日は、食糧品供給の入札の場合を除き、入札締切日前7日以内の日とする。
- H-実施すべき公共事業プロジェクト契約に関連する必須のイラク国内の契約当事者の階級及び分類
- I-供給契約の費用は、到着地（CIP、CFR、CIF、FOB その他）に鑑み決定される。
- J-契約条項（出荷の遅れに対する延滞金、配達の遅れに対する延滞金）に鑑み延滞金が決定される。
- K-契約当事者は、最低入札を受注してはならない。
- L-国の契約当事者は、補償なく入札を取消すことができ、入札書類の購入費用は払い戻されるものとする。
- M-契約者のその他の情報、実施されている事業の性質に従って必要とされる書類若しくは資料、又は提出されなければならないコンサルタントを含める。
- N-分冊の書面にて入札価額を記録すること。
- O-契約者が、入札書類のうちのいずれの項目又は手続きも、その性質に関係なく、取消すことはできない。
- P-入札書類は、入札を分析する際に使用された受注の優勢度を測るための承認された手法を含むものとする。
- Q-国又は公共部門に雇用された者が、直接又は間接に入札に参加することはできない。
- R-入札書類における入札に関連する質問のため、契約者のウェブサイトアドレス、電子メールアドレス及び担当者の住所を提供するようにという入札した契約者からの要請
- 3 契約当事者は、必要性がある場合、以下を考慮することを条件として、入札の公告期間を一度延長することができる。
- A-財務当局の考える契約の目的を考慮に入れた上での、契約機関の長又は適法に権限を付与された者の承諾
- B-公告がなされ、写しが入札の最終日以前に入札の全ての参加者に送付された場合、その同じ新聞において公告された附属書類の支給
- 4 入札価額が予算の25%を超過した場合、契約当事者の長又は適法に権限を付与された者は、入札を受注しそれを分析することができる。但し、プロジェクトの総費用の範囲内で十分な資金があり、計画省に対し通知していることを条件とする。
- 5 以下のいずれか一つに該当する場合、入札の再公告がなされるものとする。
- A 複数の入札があり、そのうちの一つが技術的及び商業的に受注されるものであることを考慮に入れ、入札が公告期間内になされない場合、又は、当該公告期間内に入札が一つしかなされない場合、その入札は受注され、入札の分析及び割当ての手続きが進められるものとする。
- B-プロジェクトを実施し、予算内にリスト化されている事業の契約締結のための見積費用を分析する際、契約者の入札の最大価額が本条第4項に規定される割合を超えた場合。

C-契約当事者の長又は権限を付与された者は、入札価額が、契約締結のための見積費用を30%以上超えない場合には、十分な資金がありプロジェクトの総費用の範囲内であることを条件に、入札を受注しそれを分析することができる。契約の受注の承認を得るため、それが正当であることにつき、閣僚評議会の事務局における中央契約委員会に対し通知するものとする。委員会は、契約当事者による申請の登録日から14日以内に適切な裁定を下すものとする。もし本条第4項に記載された権限を考慮に入れて回答がない場合には、承認されたものとみなされる。

6 再公告の場合、以下の手続きを経るものとする。

A-関連する大臣若しくは省に関連しない機関の長、又は、計画省に通知し、本規則第5条第1項Cに則った上で、公告期間を決定する権限を付与された者による承認を得ること。

B-過去の再公告に参加した契約者に通知すること。

C-新しい入札についても過去の入札と同じシリアルナンバーを採用するものとし、これを新しい公告に案内すること。

D-再公告について関係当事者に通知すること。

E-入札の最初の公告に参加しなかった理由を調査すること。

F-2回目の再公告の場合、単独入札についても、以下の基準に基づき受注されるものとする。

1. 入札費用は、プロジェクト資金又は契約の実施に割り当てるため、本条第4項及び第5項Cを考慮に入れ、見積費用の範囲内とする。

2. 入札は、入札公告に示された技術的仕様又は必要な条件を満たすものとする。

3. 2回目の広告がされた後、入札の最大価額が本条第4項及び第5項Cに規定される見積費用を超える場合、プロジェクト又は事業を実施する契約を締結する目的のため、以下の手続きのうちの一つを経るよう、計画省に対し通知するものとする。

A-次年にプロジェクトの実施を延期すること。

B-他のプロジェクトを実施するための割当額を得ること。

C-計画中のプロジェクトの総費用の範囲内で契約締結するため、総費用を増額すること。

4. 再公告においても、受注可能な入札がなされない場合、契約機関の長は、3回目の最終の公告をするか、この点において承認された手段を考慮し、契約の実施方法を変更する必要のあることを行うかのいずれかを選択することができる。

本条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項及び第6項は、土木、電気、機械及び化学工学の建設契約、契約準備及びコンサルタント契約にも適用されるものとする。

第6条

開札委員会の組織及びその職務

1 開札のため、中央開札委員会又は複数の委員会が、各省又は省に関連がない機関内にて設置されるものとする。この委員会は、事務局長以上の階級の者が長となり、技師の肩書を有する者及び監督者以上の職務の肩書を有する事務総長に加え、契約当事者の法務及び財務の理事会を代表するメンバーで構成される。

2 関連する省又は省に関連がない他の機関の組織内に、開札委員会を設置することも許容される。これらの各委員会は、本条第1項で規定されるとおりに組織される。

- 3 開札委員会は、各地区又は地区を構成しない県ごとに設置され、契約当事者の長又は適法に権限を付与された者が長となり、専門性（法務、財務、技術及び契約当事者）を有する2名の会員及び監督者以上の職責を有する県評議会の代表者から構成される。その職務は、当該地区又は県で公告された入札を公開することである。
- 4 開札委員会は、地区又は県の部局内に設置することもできる。当該委員会は、本条第3項で規定されているのと同じ構成で組織される。
- 5 開札委員会は、その職務を遂行する際、以下の手続きに従うものとする。
 - Aー入札は、2つの写しを用意された受領書により裏付けられた、関連部局の特別な箱にて保管されるものとする。1つの受領書の写しは契約者に渡され、二つ目の受領書の写しは関連部局で保管される。さらに、以下の情報は特別の記録簿に記録される。
 1. 文書に記載されている入札の氏名及び番号
 2. 契約者及びその公式の代表者の氏名（イラク国内外の住所を付加する）
 3. 公式に権限を付与された入札の運搬人の氏名、住所及び署名
 4. 入札の日時
 5. 入札に含まれる追加参考書類（該当する場合）
 6. 入札は、担保付郵便（書留郵便）にて送付され、入札の締切日前に受領される。委員会の事務局長は、受領次第これらの入札を記録しなければならない。
 7. 公告の期間中、入札者又はその代表者の氏名及び住所に関し、関係のない機関に情報を与えることは、手続きの機密を維持するため許されない。
 - Bー開札委員会の長は、委員会のメンバーの出席を確保し、メンバーが欠席する場合には、契約当事者の長又は適切に権限を付与された者により決定された類似の専門性を有する者を代わりに出席させるものとする。
 - Cー開札委員会は、入札締切日後又は翌日の公式の開始時間の始まりの時に直接会合するものとする。委員会は、契約者の代表者の出席の下、従前に特定された公開の場で開札する。これは、以下を明記した公式な議事録に記録されるものとする。
 1. 入札の表に印鑑があることを確認すること。
 2. 当初の前納の保証金のない入札
 3. 入札された他の入札と異なり、一定の割合又は固定の減額に基づく入札
 4. 技術面又は財務面を問わず、従前の入札を修正すること及び公告期間中に提示された入札は除外されるものとする。古い入札はその所有者に返却されるものとする。
 5. それぞれの入札が構成するページの数
 6. 予定数量の価額付き明細書上のそれぞれの記載、抹消、追加又は修正の周囲に、委員会の長及びメンバーの署名とともに明確な印をつけること
 7. 予定数量の価額付き明細書上にはない、各項の横に、委員会の長及びメンバーの署名とともに水平線を引くこと。
 8. 入札を手渡した者が予定数量の価額付き明細書及び別添の全てのページに署名していることを確認すること。
 - Dー入札及び別添に示された問題に関係する発言又は留保について、委員会の報告書に記載するものとする。

- E-委員会の印鑑とともに、入札の全てのページに印をつけ、委員会の全てのメンバーの署名とともに、予定数量の価額付き明細書全てに印をつけること。
- F-入札者の価額表の全てのページにある委員会のメンバーの署名押印付きで、入札の全てのページに印をつける。
- G-入札で明らかにされていない情報又は詳細を明確に指摘し、それらは入札指示に従い提供されるものとする。
- H-本規則で規定される全ての入札を公開した後、開札委員会の長が以下を実行する。
1. 入札で言及されたとおり、発表された価額は監査及び分析を受けることを強調しながら、公告掲示板に契約者の価額を掲示する。
 2. 委員会の報告書を用意し、これに委員長、メンバー及び契約者の代表者に署名させる。なお、委員会の業務（該当する場合）についての通知を明確にする。
- I-入札及びその別添資料は、特別報告書を通じて入札評価委員会に送られる。

第7条

入札分析及び評価委員会の組織及びその職責

入札分析及び評価委員会は、入札の技術的及び財務的側面を分析する必要性に応じ、各理事会内部に設置される。委員会の長には、事務総長又は主任技師以上の肩書を有する専門性及び経験のある者が就くものとする。委員会のメンバーは、法務及び財務を含む専門性を有する者とする。委員会は、入札の性質に熟達したその他の専門性の高い当事者の支援を求める権限を有する。この委員会の全ての推薦は、契約当事者又は適正に権限を付与された者によって承認されるものとする。入札分析及び評価委員会は、以下の手続きに従って入札を分析するものとする。

- 1 当初必要とされる前納の保証金のない入札は除外される。
- 2 入札された他の入札と異なり、一定の割合又は固定の減額に基づく入札は除外され、入札締切日後に提出された価額からの減額はしない。
- 3 入札の分析過程は秘密裏に行われるものとする。最終報告書は、入札した者の受注締め切りを考慮に入れ、契約機関の長が決定した期間内に、割当権限のある機関に提示されるものとする。
- 4 入札を分析するため、イラク国外に入札を持ち出すことは許されない。しかし、イラク国外に所在するコンサルタントについては、必要な分析を実行するために、イラク国内に代表者を派遣するものとする。但し、関連する大臣、省に関連がない機関の長、地区、及び地区を構成しない県の契約当事者の長、又は閣僚評議会の中央契約委員会の、承認された権限に従って行う承諾を考慮に入れ、業務の性質上これができない場合にはこの限りではない。文書の原本は、契約機関が保管することができる。
- 5 一定の割合又は固定の減額がある場合、予定数量に示されている引当額は、比較及び分析のため、契約者の価額と相殺されるものとする。
- 6 入札者の価額リストにおける引当額は、比較及び分析時に入札書類上の必要でない価額とともに除外されるものとする。
- 7 全ての入札価額は統一した基準にて計算されるものとする。これは、入札書類内で取り決められるものとする。

- 8 考慮に入れられる価額は、数字で書かれているものと異なる場合、書面で書かれ、また、入札で誤謬が生じる場合も考慮され、単価も記載される。
- 9 入札された契約内で項目に価額がついていない場合でも、当該項目の費用は、入札の総費用内で考慮される。
- 10 入札の最高価額を決定するため、以下の基準に従わなければならない。
 - A. 費用面で最も低かったとしても、必要な技術的仕様を満たさない入札は拒否する。
 - B. 類似の事業の従前の契約についての証拠を示していない請負業者の入札は拒否する。これは、契約者及びコンサルタントに適用されるものとする。
 - C. 前年度の公認会計士による監査を受けた最終会計を提出することを通じ、契約者の財務効率を考慮する。
 - D. 当該年度の契約者の債務額
 - E. 完成期限及び最終受注を満たす契約者の能力
 - F. 契約者は、過去実施した事業のリストを提供するものとする。
 - G. 契約実施のために技術力（土木、技術スタッフ及び特殊設備）を安定的に供給できること。完成事業又は類似の事業のリスト（該当する場合）を付ける。
- 11 入札書類に表示されている場合、委託先として候補に挙げたとき、入札者の財務的及び技術的側面を考慮に入れるために、最優先レートを入札者に与える。
- 12 入札分析及び評価委員会のメンバーの間で合意ができない場合、この意見の相違が最終報告書に記され、この問題は契約機関の長により裁定が下されるものとする。
- 13 分析過程の最後に、関連する詳細及び欠陥（該当する場合）を伴った全ての入札の表を用意し、技術的、法的及び財務的側面から比較をする。
- 14 最終報告書は、落札者の候補者名、国籍、入札額、通貨、実施期間、推薦を行った委員会による照会の原則及び見積費用の許容限度額内の入札額を記した、入札分析及び評価委員会の推薦を示した特別な分野を含むものとする。報告書は、委員会の長及びメンバーによる署名後の日付印が押されるものとする。
- 15 候補者と価額を交渉することは許されない。
- 16 入札分析及び評価委員会は、あまり重要でない事項の欠陥データにつき、最終選考に残った契約者の入札を補完することができる。
- 17 契約当事者は、入札分析期間の末日前又は契約者に受注させるまで、入札に伴い提供した前納の保証金の返還を請求することができる。入札が受注されることを期待しない契約者の要請のみによりなされるが、いかなる場合でも、当該価額は最初の3つの候補者のために管理される。
- 18 荷為替信用状を含む、入札書類で要求される関係当事者の個人情報、推薦の前に確認すること。
- 19 入札分析及び評価委員会は、契約締結のために付与されている権限に基づき、最終的に契約機関の長に推薦を出すものとする。
- 20 A 契約の財務面につき考慮に入れ、契約締結の権限を越えた場合、契約機関の長は、入札日から14日を超えない期間内に契約を締結するため、必要な承認を得るべきことにつき、閣僚評議会の中央契約委員会に対し通知するものとする。規定された期間内に決定がなされない場合、承認されたものとみなされる。

- B 推薦の決定は、契約機関の長が承認し、推薦の決定について他の入札者に通知した後、通知日から 14 日を超えない期間内に契約を締結した日から有効となる。
- C 落札者が本項 B に規定された期間内に契約を締結することを拒否した場合、契約機関は、通知日から 15 日以内に契約を締結する必要があることを警告する文書を発し、それでも拒否する場合には、本規則第 16 条第 1 項に規定する必要な手続きをとるものとする。

第 8 条

契約の成立の準備

- 1 全ての省及び省に関連がない機関は、技術部及び財務部並びに受益機関と協調して契約を体系化し、入札条件に関連する規定や計画省の公共契約部により出されたモデル契約に従い、実施の安全性を保証した、当事者により合意された追加の条件を付加した入札募集を含めるものとする。
- 2 公共契約は、政府債務回収法（1977 年第 56 号）に従って、政府債務を回収する内容を含めるものとする。
- 3 契約は、手続きに従って、契約に締結する権限を与えられた当事者の氏名及び住所並びに委任書類を含めるものとする。但し、これらの手続きは契約締結時に有効であるものとし、契約の締結前 3 ヶ月以内に行われるものとする。
- 4 契約者は、契約機関の承諾を得て、契約の一部を再委託者に再委託することができる。但し、契約を実施する契約上の責任はもとの契約者に存続するものとする。再委託者に、出来高払いを放棄させることは許されない。
- 5 省、省に関連がない機関、地区、及び地区を構成しない県における契約機関は、計画省、労働省、イラク中央銀行及び中央統計局に対し、契約者の氏名、国籍、契約額、及び契約期間を通知するものとする。
- 6 契約者が契約を締結した後、前払い金としての支払が必要である場合、契約機関は、全ての契約者に対し、総連邦予算法の規定に従った手続きを考慮し、イラク国内における信用ある銀行によって発行された信用状を提出するように要求することができる。
- 7 A. 契約は、アラビア語、クルド語、可能であれば英語で記載されるものとする。
B. 入札書類は、解釈に相違がある場合、優越する版を決定するものとする。

第 9 条 信用状

次の手続きは、外国及びアラブ諸国の会社と契約締結する際の外国購入契約（資材の供給、事業の実施及びサービスの購入）を実施するために信用状を開設する際に考慮される。

- 1 関連する省（省に関連がない機関、地区、又は地区を構成しない県）が発注し適法に契約を締結した後は、取消不能信用状を開設するために必要な手続きをとることにより履行保証金を取得するものとする。
- 2 取消不能信用状の開設は、特別銀行許可証に従い、信用できるイラク国内の銀行のうちの一つを通じて、信用状の国際慣行及び規則に従って行われるものとする。この場合の銀行許可証は、調達に関する財務的規定、供給過程及び契約の両当事者（売主及び買主）間で合意したその他の条件を含めるものとする。
- 3 信用状の開設は、以下を遵守するものとする。

- A. 受益者（売主）の氏名及び住所の決定
 - B. 契約の番号及び日付に加え、必要な商品の描写
 - C. (FOB、CIF、CFR 及び CIP) を基礎に決定される国際貿易規則（インコタームズ）その他及び契約条件に従った引渡しの種類
 - D. 輸送方法（陸路、空路、航海その他）及び最終目的地の決定
 - E. 受領した荷積み用の支払済み料金を考慮して、分割で又は一度に商品を受領するために分割出荷にするかどうかの決定
 - F. 一つ以上の積み替え輸送を使用するかについての意見
 - G. 契約条件に従った信用状の期間についての意見
 - H. 合意した配送期限の決定
 - I. 信用状の期間を延長する必要がある場合、担保又は保証の期間も考慮するものとする。
 - J. 契約の両当事者の合意を確保した後でなければ、取消不能信用状に関しいかなる変更も延長も許されない。
 - K. 受益者（売主）が合意していることを条件として依頼者を通じ書面による要請によらなければ、又は、買主の承諾を考慮に入れた後、受益者の要請に基づき信用状を取消すよう銀行から要請される場合でなければ、取消不能信用状を無効にすることは許されない。
 - L. 前払いの場合、取消不能信用状は同額及び類似の通貨にて受領されなければならないが、信用状は信用できるイラク国内の銀行によって発行されたことを条件として、前金を償うものとする。
 - M. 売主が取消不能及び確認済みの信用状の開設を要求する場合、確認費用が支払われるものとする。
 - 1 - イラク国内で取消不能信用状を開設することにより生じる全ての特別費用は、信用状の開設を求めた買主により負担されるものとする。
 - 2 - (国外での) 信用状の開設から生じる全ての費用は、買主（受益者）により負担されるものとする。
 - 3 - 契約締結時に、売主がこれらの費用を支払い、信用状にて確認されるものとする。
 - N. 担保は全てのリスクをカバーし、信用状には、保険が売主又は買主のいずれの負担となるか、CIF か CIP のいずれに基づくかを記載するものとする。
 - O. 支払条件の決定及び両当事者（売主及び買主）間の契約に基づくこれらの支払をいかに放棄するかについて決定する。支払を放棄する方法は、正確に、また、財政的権利を得るために売主により提示される文書の種類を決定することにより決められるものとする。
- 4 規則及び国際慣行（UEP600）に従い、必要な書類及び信用状の書面、その承諾及び交渉を決定する。
 - 5 法に基づき輸入される資材又は設備の輸入許可書を添付する。
 - 6 関連する省、省に関連がない機関、地区、又は地区を構成しない県は、以下を考慮して、出荷過程を追跡調査し、商品の出荷についての詳細を売主に対し通知するものとする。
 - A. 倉庫における着荷を緩和するため、設備又は受領した資材の通関手続きを完了する。
 - B. 空港又は税関の配達の遅れに対する罰金の支払を避けるため、特定された場所において、できる限り早く特別通関手続きを完了する。

- C. 特定された場所においてできるだけ早く荷下ろし過程を完了し、保管超過料を避けるため、荷卸しをする。
- 7 保管超過手続きを完了するため、保管ユニットにおける設備及び利用工具及び保険の権利を確保するため、受領した商品の状態を考慮に入れ、遅滞なく受領した商品の初回受領を準備する。
- 8 受領した品目の技術検査手続きの完了を追跡調査し、契約上規定された期間内及び資材を受領した日のうちに検査証明書の発行をする。
- 9 欠陥、紛失及び損傷
- A-受領した品目が欠陥品であった場合、又は要求する技術的仕様を満たしていない場合、契約機関により設置された検収委員会により、その相違についての証明書を発行するものとする。また、これらの品目を交換するため、売主に対し遅滞なく通知するものとする。
- B-品目を紛失した場合、又は全部若しくは一部の品目に損傷が存在した場合、検収委員会により報告書を発行するものとし、売買が CIF 又は CIP に基づき、保険が売主により負担されている場合、紛失している品目及び賠償のための損害について、売主に対し通知するものとする。
- C-保険が買主により負担されている場合で、品目を紛失した場合又は品目に損傷があった場合には、その相違について報告書が発行されるものとし、賠償の目的のため、国内保険会社に対し通知するものとする。
- 10 閣僚評議会により発布された、信用状の開設及び実施方法に関する手続きは遵守されるものとする。
- 11 その他の指示
- A-買主により決定された、信用状を発行する銀行に対する条件は、明確で、正確かつ透明性を有するものとする。
- B-製造会社に譲渡することが契約に規定される場合を除いて、譲渡可能な信用状を開設することは許されない。
- C-信用状の総額から一定の割合で前払いが発生する場合、前払いは、同じ通貨で行われ、前払い価額についての銀行保証の受領まで、売主に対してなされないものとする。但し、保証は、要求に応じて、買主が通知又は司法命令の必要がなく保証を撤回できるよう、無条件でなければならない。
- D-デッキで商品を積荷するのは望ましくない。
- E-開設する銀行を通じて、未決済の信用状を受領した銀行により、与信の動き及び関連する費用並びに決算を知る目的のため、追跡調査がなされるものとする。
- F-契約機関は、金融口座が特定の供給契約を実施するために開設された信用状の価額をカバーするに足るように、外国為替のオープンアカウントを監視するものとする。また、義務を履行するために開設された信用状の価額を外国通貨でカバーするに足る資金があることの証明がない限り、外国当事者に契約上の義務を与えてはならない。
- G-特定の業務、供給（機材、資材、工具）又はサービスの購入を実施するため、外国の当事者と契約を締結する場合、契約の承認の前に、信用状の規則及び国際原則に基づき信用状の特別条件を検討後、契約価額をカバーする取消不能信用状を開設する必要がある。

Hー使用又は維持の保証が必要な工具若しくは機材又は商品の供給の場合、信用状の割合は、必要性をカバーする目的で維持されるものとする。但し、特別の支払において、信用状の条件に参照される。

Iー当事者が契約を修正することで合意する場合、必要な措置をとるよう、信用状を開設した銀行に対し通知するものとする。

第 10 条

紛争解決の構造

1 契約締結前の紛争は、以下のとおり解決されるものとする。

Aー中央委員会は、各省、又は省が関連しないその他の機関（県を含む）内において、異議や契約上の苦情を調査するために設置されるものとする。委員会は、関連する大臣、知事、又は適法に権限を付与された者の指揮下に置かれるものとする。そのメンバーは専門家のグループで構成され、委員会の事務局長は、監督者以上の職務の肩書を有する者とする。

Bーこの委員会の職務は、入札者、入札者の公式の代理人、又は本規則第 7 条第 17 項に規定されるような、前納の保証金の返還を請求しない者によって、譲渡通知書の発行日から 7 日以内に該当する契約当事者に対し、提出された訴え及び苦情を調査すること、及び、関連する大臣、省に関連がない機関の長、又は、地区若しくは地区を構成しない県における契約機関の長に対し、事務局に苦情が登録された日から 15 日を超えない期間内に推薦を行うことである。関連する大臣は、委員会の報告を受けた日から 7 日以内に裁定を下さなければならない。

Cー省、省に関連がない機関、地区、及び地区を構成しない県の契約当事者は、本条第 1 項 B に規定する訴えを検討する特別の法的期限を考慮し、関連する大臣又は知事により紛争が解決されるまで契約の締結を待つものとする。但し、訴えた者は、その訴えが悪意又は不当なものである場合、契約締結を遅延させたことについて、他方当事者に対し損害賠償することを引受ける正式な保証書を提出するものとする。

2 Aー特別裁判所が、計画省の決定により、紛争解決のために設置されるものとする。この裁判所は政府契約に特化する。この裁判所は、裁判官の最高評議会によって指名された裁判官が裁判長となり、これと計画省を代表するメンバーとで構成されるものとする。このメンバーは、事務局長、イラク契約者連合及び商工会議所連合の代表者と同等の階級を有するものとする。

Bー特別裁判所は、監督者以上の肩書を有する事務官をつけるものとする。

3 契約者は、本条第 2 項に規定される計画省に設置される行政裁判所に対し、省、省に関連がない機関、地区、及び地区を構成しない県による譲渡通知書の発行日から 7 日以内に苦情（異議）を申立てるものとし、当該大臣に推薦を行う。

4 裁判所は、裁判費用の支払日から 120 日を超えない期間内に、当該紛争を解決する裁定を下すものとする。

5 裁判所の裁定は、通知日の翌日から 30 日以内に司法裁判所に対し不服申立てがなされない場合、これを最終的なものとみなす。

- 6 裁判所に割り当てられた義務は、（解散した）連合暫定施政当局（CPA）2004 年命令第 87 号に従い実施されるものとする。裁判所は、本規則に規定されていない事項については、民事訴訟手続法（1969 年第 83 号）に則るものとする。
- 7 計画省における契約当局は、関連する機関と協力し、裁判所の裁定に従うものとする。

第 11 条

契約締結後の紛争解決

- 1 全ての種類の公共契約締結後の紛争は、以下のうちの一つの手段を用いて解決するものとする。
 - A-調停：紛争当事者（契約当事者、契約者又はコンサルタント）による合体した委員会を、紛争の主題に関する有効な法律及び規則に従い、主題を検討し、処理することに合意するため組織することによる。
 - B-仲裁：各当事者が、紛争に関する経験及び知識を有する仲裁人を選定し、二人の仲裁人が、仲裁委員会の長として、3 番目の仲裁人を選定することによる。仲裁委員会は、主題及びその詳細を検討し、委員会は、紛争を解決する最終決定を下すものとする。敗訴当事者は、仲裁費用を支払い、委員会の決定は、法に従い裁判所により承認された以降は拘束力を有するものとする。
 - C-紛争を解決する関連法を考慮し、決定を行うべき裁判所に紛争を付託する。
 - D-契約機関は、紛争を解決するために国際仲裁を選択することができる。但し、契約がこの手段を提供し、当事者のうち一方が外国当事者で、この手段を使う際に、契約上で合意された手続き上の仕組みを考慮し、国際仲裁機関のうちの 하나가、紛争を解決するために選定されているものとする。
- 2 契約当事者は、合意した契約上の条件に従い、本条第 1 項に規定されるような、契約を実施する結果として、紛争を解決する最善の手段を選択するものとする。

第 12 条

契約局の一般構成の職務

各省、省に関連がない機関、地区、又は地区を構成しない県における契約局の一般構成は、CPA2004 年命令第 87 号第 2 条第 1 項 A に規定されているとおり、契約当事者間で締結されている公共契約の実施手続きの追跡調査の過程を引き継ぐものとする。契約局は、CPA2004 年命令第 87 号により発布された契約法に従いその職務を遂行する。契約局は、関連する省、地区、又は指名された県の総局監察官と協同して機能するものとする。契約局は、該当する事件に関し計画省内の政府契約総局が採用した手段を追跡調査するものとする。

第 13 条

法令及び規則の遵守

全ての契約当事者又は契約過程に参加したその他の者は、契約に関係を持たない者に対し、情報を開示してはならない。

第 14 条

契約期間及び延長

契約機関は、契約期間を延長する場合、以下の手続きを経るものとする。

- 1 契約者は、契約期間内に契約を実施するものとする。但し、期間は、事業の開始日、契約締結日又は契約条件に規定されているその他の日から開始する。契約期間を延長する場合、以下を考慮するものとする。
 - A－異なる契約者のため、又は必要とされる資材の品質若しくは量のため、もとの契約で合意した期間内に事業が完了しないほど、契約実施経過に影響を与えるような、事業における追加又は変更がある場合。
 - B－契約実施の遅れが契約機関又は権限の付与された機関の理由若しくは手続き、又は契約機関（雇用者）により使用されたその他の契約者に係る理由に関連する場合。
 - C－契約当時では避けられない契約者の制御不能な特別な事情がある場合で、事業の完了又は契約に従った必要な資材の準備の遅れにつながる場合。
- 2 本条第 1 項の規定を適用する場合、契約者は、契約機関又は権限を付与された者に対し、提出される申請書に記載する該当事由の日から、供給品契約の場合は 15 日以内、コンサルタント契約の場合は 30 日以内に、期間の延長を申請し、延長に関する詳細事項を記載した申請書を提出するものとする。契約機関は、申請書の受領日から、全ての種類の契約において、30 日を超えない期間内に事項を決定するものとする。契約書の条件に規定されている最初の受領書の発行以降は、いかなる申請書も受領されないものとする。

第 15 条

事業の変更及び事業の追加

- 1 必要性があり、以下の事由のうちの一つが生じ限定された方法で変化が生じる場合でない限り、合意された事業の変更を命じたり、事業若しくは新資材の追加を行ったりすることは許されない。
 - A－変更又は追加が事業の遅滞を生じさせず、又は技術的及び経済的観点から多大な損害を生じさせない場合。
 - B－変更又は追加が不必要な契約上の事業を生じさせない場合。
 - C－変更又は追加が事業又はプロジェクト費用の節約になる場合。
 - D－変更又は追加がサービス又はプロジェクト若しくは事業の生産能力について重大な変更を生じさせない場合。
 - E－変更が契約期間を短縮させる場合。但し、事業又はプロジェクトの技術的水準を低下させることにつながらない場合に限る。
- 2 事業の変更又は追加の発注に関する全ての通信は迅速に行われるものとし、契約機関は本規則第 14 条第 2 項に規定する期間内に発注を終わらせるものとする。
- 3 事業の追加及び変更の発注は、事業の詳細、量、価額、契約期間に追加された期間（該当する場合）を含む契約の条件に従い、発注書（変更の発注）が契約機関により発せられなければ実施できないものとする。延長の必要がない場合は、発注書にその旨明確に記載されるものとする。

- 4 契約機関は、合意した日程表に従い、事業の進捗に影響しない方法でできるだけ早期に契約に必要とされる変更又は追加を決定するものとする。
- 5 追加の事業及び発注は契約の条件に従い価額が決定されるものとし、契約内に相当の又は類似の品目の規定がない新しい品目を追加する場合には、価額決定に際しては、管理費用及び収益に加え、一般的な市場価格が採用されるものとする。
- 6 発注の変更及び事業の追加の費用は、総連邦予算の規定を考慮し、関連する大臣又は知事に与えられた権限を越えることはできない。

第 16 条

保証金、延滞金及び管理費用

1 法的保証金

- A. 入札において参加者により提供される当初の前払い保証金は、信用状、支払保証付き小切手、銀行保証、イラク政府により発行されるセキュリティー・ボンドの形を取らない限り、受領されない。
- B. 入札者は、銀行の財務的能力に関しイラク中央銀行が発したステートメントに従い、公認の銀行により、契約価額の 1%の割合で、全ての種類の契約に関し、入札に参加する真剣度を証明するために、予備の保証金を提供するものとする。
- C. 予備の保証金は、契約を締結することを拒否した場合、通知後に落札者から没収され、本規則に規定された全ての法的手続きを拒否した者から、取られるものとする。
- D. 完全履行のための最終保証金は契約価額の 5%の割合とし、イラク国内における信用ある銀行により発行される。当該価額は、最終承認確認書及び最終勘定の清算が行われるまで免除されない。
- F. 政府及び公共部門の法人は、本規則の施行日から起算して 3 年間は、本条に規定する予備の保証金及び最終保証金を免除される。計画省は、当該期間の経過後、閣僚評議会／経済問題委員会と協力して、この免除を再度見直すものとする。

- 2 一延滞金一延滞金の最高限度額は、契約価額又は入札価額の 10%の割合で、実施当事者により限定されるものとする。実施当事者は、契約条項、入札書類及び入札者に関する規制の範囲内で、この割合を規定するものとする。実施当事者は、事業に許容された時間の 25%を超えない前に事業の完了を促進するための必要な措置をとるものとする。これらの措置には、熟達した人から成る委員会の設置を含み、契約者が残りの事業を行う時間を促進するものとし、そうでない場合は、契約の規定に従い事業を取りやめることもできる。
延滞金を計算する場合、以下の計算式に従うものとする。

$$\times 10\% = \text{日割り延滞金}$$

契約の総額

実施期間

- 3 延滞金は、契約の日程表に規定された通り、契約上の事業の完了の割合に応じて減額される場合がある。事業、供給品又は必要なサービスは、契約条件に規定されている資格に従って実施されるものとする。
- 4 契約当事者は、合理的な決定に基づき、契約者に延滞金を課すか、事業の委託を取りやめるかのいずれかをするものとする。
- 5 管理費用割合は限定され、関連する義務の実際に実施される費用の 20%を超えられない。当該割合は、契約当事者が、自身で又は他の当事者を通じて、契約者の義務の実施を引き継ぐ場合に採用される。契約当事者は、契約の規定及び入札書類内に上記条件を規定するものとする。

第 17 条

契約の義務違反の法的効果

- 1 契約を締結する前に、落札者が契約の締結を拒否した場合、15 日以内に契約を締結するよう公式の通知がなされた後、以下の違反の法的効果が発生するものとする。
 - A. 完全拒否の場合、予備の保証金の没収
 - B. 入札を次の入札者に照会し、拒否した入札者は、予備の保証金の没収に加えて両者の入札の差額を負担するものとする。
 - C. 最初と 2 番目の契約者が契約を締結すること、及び／又は保証書を差し入れることを拒否した場合、契約機関は 3 番目の契約者に入札を与えることができ、この場合、最初と 2 番目の契約者が、予備の保証金の没収に加えて差額を負担するものとする。
 - D. 違反した契約者は、入札の実施中に違反をした場合、本項 A、B 及び C に規定する手続きに従うものとする。
- 2 契約の締結後に生じる法的効果
 - A. 最終保証金の没収又は保管
 - B. 違反当事者の代表者により委員会を通じて契約を実施し、拒否した場合には、違反当事者の費用で、事業廃止の目的で機材及び工具を入手しつつ、事業を実施する旨の司法命令を裁判所から取得すること。総額及びその他の財政的負担の 20%の割合での延滞金及び管理上の負担金が適用され、最終会計の後、口座に資金があることが見つかった場合、当該資金は違反当事者に返還されないものとする。違反当事者の会計が赤字であることが見つかった場合は、補償が要求されるものとする。
 - C. 最初の契約者が契約上の義務に違反した場合、契約機関は他の契約者に契約を譲渡することが許容される。違反した契約者は、最善の履行及び適正な手続きに関連する保証金の没収に加えて契約を実施する際の 2 つの入札の差額を負担するものとする。

第 18 条

契約禁止

省、省に関連がない機関、地区、及び地区を構成しない県における契約当事者は、契約に違反した契約者について、以下を考慮して、ブラックリストに載せることができる。

- 1 ブラックリスト上のイラク国内の契約者のリスト化は、計画省により発布された「イラク国内の契約者の登録及び分類の規則」（2005 年第 1 号）に従い行われるものとする。

- 2 この目的のために発布された規則に規定されている手法に基づき、契約者及びコンサルタント（非イラク人）をリスト化すること。

第 19 条

予備及び実施中の前払い金

- 1 契約のために予備の前払い金を与える特別の規定は、総連邦予算法に規定されているように、承認前に特別の保証を与えることにより考慮するものとする。
- 2 前払金は、少なくとも 30 日の期間内に、入札書類に規定された契約条項の一般条件を踏まえ、事業の進捗に従って契約者に支払われるものとする。

第 20 条

省、省に関連がない機関、地区及び県は、以下を遵守するものとする。

- 1 全ての一般的な公共事業契約は、土木、電気、機械及び化学工学の事業のための契約規定内の義務規定を含めるものとする。これらの規定は計画省により採用され、イラク国内で遵守される。これらの規定は、契約に規定がない場合には契約の一部とみなされる。
- 2 一般的な契約に関連する有効な法令上の規定及び計画省の命令並びに権力当局の規制を考慮する。

第 21 条

- 1 全ての省及び省に関連がない機関は、関係する全ての契約当事者に対し、計画省内にある政府公共契約政策局とともに契約計画を組織化しよう要請するものとし、必要な情報を提供するものとする。
- 2 全ての省及び省に関連がない機関は、国家予算内に含まれるプロジェクトを実施する場合、関係当事者に付与された強制力とともに、計画省により発せられた投資予算情報又は、政府総局及び公共部門の一般的な契約のための財務的権限を有する財務省により発布された、その他の規制を遵守するものとする。

第 22 条

計画省内における政府公共契約局は、以下を引受けるものとする。

- 1 （解散した）連合暫定施政当局（CPA）2004 年命令第 87 号により発布された、公共契約法に従って付与された権限を実行すること。
- 2 契約者による契約上の義務の違反の結果を含む、国及び国と契約を締結する者との間の契約上の関係を組織化する規則を発令すること。
- 3 一般的な契約規定並びに商品及びサービスの供給規定を発令し変更すること。
- 4 国家機関内の開札委員会及び入札評価委員会の職務並びに手続きを評価し、必要があるごとにこれらを変更すること。
- 5 全ての国家代表事務所やその他の契約当事者の質問及びこれらの職務に関する事例に回答すること。
- 6 省、省に関連がない機関、地区、及び地区を構成しない県における契約当事者内で業務を実施している従業員の技能の向上のため、訓練及び開発を提供すること。

7 省、省に関連がない機関、地区、及び地区を構成しない県における契約の一般的な構造の技術的な監督。

第 23 条

可能な場合、本規則における規定の例外として、産業鉱物省の法人に、他省庁の生産事業において機材及び内部資材の製造を委託することが許容される。

第 24 条

本規則によってカバーされる一般的な契約は、適用される手続きに従い、イラク法に準拠し、イラクの裁判管轄に服するものとする。

第 25 条

政府契約施行規則 2007 年第 1 号は破棄されるものとする。

第 26 条

本規則は、官報掲載の日から施行されるものとする。

アリ・ガレブ・バーバン
計画大臣